

○議長（松木義昭君） 日程第2。議員提出議案第25号、大塚のぶお議員に対する問責決議を議題といたします。

それでは、地方自治法第117条の規定により、大塚のぶお議員の退場を求めます。

〔大塚のぶお議員 退場〕

○議長（松木義昭君） 議案提出者の趣旨説明を求めます。

たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=会派、あしやしみんのこえの、たかおか知子です。今回、議員提出議案第25号、大塚のぶお議員に対する問責決議について、会派に属さない山口みさえ議員と共に提出させていただいた趣旨を御説明いたします。

議員には、その職権や影響力から、高い倫理の保持が求められ、職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するため、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例を制定しています。また、芦屋市議会基本条例第7条においては、議員の政治倫理として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならないことを規定しています。

今般の市職員によるパワー・ハラスメント事象については、議会において質疑等の調査を実施する場合は、ハラスメントという個別的個人情報に関する案件で人権上の配慮の観点が必要であり、とりわけ被害者への配慮が求められます。

大塚議員は、令和2年6月の本会議の一般質問において、市職員がハラスメントを問う申出書（依頼書）を人事課に提出した件を質疑する中で、申出書の提出者が複数人である旨を強調して発言していました。しかし、大塚議員は申出書の提出事実の公表に当たり、その複数人全ての職員に対し、公表の合意が取れていたのか否かを示せていません。

また、個人情報の取扱いについては厳格な運用が必要ですが、大塚議員は自ら知り得たハラスメントに関わる個人情報をほかの職員に漏えいし、感想まで聞いたことを同日の一般質問で発言していました。人の命にも関わる人権問題をほかの職員に漏えいしただけではなく、公の場で披露するなど言語道断であり、議員としての倫理観に欠けています。

同日の一般質問において大塚議員の発言は、一般論でならともかく、個別案件を特定してしまうことにもなりかねないとして、当時の議長から「これ以上の質問は控えていただきたい」と質疑が途中で打ち切れ、議長の議事整理権が発動されました。

そして大塚議員は、同日の一般質問終了後、報道機関に対して記者会見を実施し、その際に大塚議員が個別に取得した「職員のメモ」を公開していたことが、公文書に記されていました。

また、翌日の6月17日にも記者会見において、「職員のメモ」の公開及び「元職員？への電話取材」を行ったことも公文書に記されていました。

この公文書の内容は、芦屋市ハラスメント事案に関することに限られております。職員が大塚議員に個別に情報を提供していたとしても、ハラスメントであるという事実確認がされていない状況下で、その内容を議員という立場にある者が報道機関に公開するなど、あってはならないことです。

これらの行為は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第1条の規定「職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保する」ことに抵触、及び芦屋市議会基本条例第7条、議員の政治倫理として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、常に良心に従

い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない旨の規定に違反するものであります。

よって、ここに大塚のぶお議員に対し、議員としての責務を認識し、また、議員としての高い倫理観を求めるとともに、猛省すべきことを勧告いたします。

以上が、大塚のぶお議員に対する問責決議の趣旨説明でございます。

○議長（松木義昭君） 提案趣旨の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。

大塚のぶお議員から、本議案に関し一身上の弁明をしたい旨の申出がありますので、許可することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 御異議なしと認めます。

よって、許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 32 分 休憩〕

-----  
〔午前 11 時 33 分 再開〕

〔大塚のぶお議員 入場〕

○議長（松木義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚のぶお議員の弁明を許可します。

大塚議員。

◆7番（大塚のぶお君） =登壇=発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

私がこのハラスメントの件で一般質問を行ってから1年4か月、その時間が経過いたしました。しかし、なぜこのタイミングで問責決議という形で問題提起をした議員に対して、このような責めが問われることになったのか、一体何を問おうとしているのでありましょうか。全く理解に苦しむとしか言いようがありません。

私の本件への対応は、本市のハラスメント指針に基づくパワーハラスメント防止対策が正常に機能しない異常な状況における中で、議員としての使命を果たすための当然の行為であったことを、まずは御理解いただきたいと思えます。

それでは、問責決議についての私の意見を申し上げます。

まず1つ目、申出書の提出事実の公表に当たり、その複数人全てに対して公表の合意が取れていたのか否か、それを示せていないという御意見ですけれども、複数名の方が特定されるリスクや犠牲を侵してまで、全員の合意を取っていたのかを示さなければいけない理由、そしてその根拠が不明でお答えできません。

2つ目、「大塚議員は自ら知り得たハラスメントにかかわる個人情報をも他の職員に漏洩し、感想まで聞いた」とあります。この2つ目の御指摘について説明するためには、ほかの職員が誰か、少なくともどのような立場の方が説明される必要があります。

そして、1つ目の意見とともに、その意図はいずれも、一般質問の裏取りの過程はどうだったのか、それを明らかにせよ。そういう趣旨だと思われまます。いずれも私が裏取りをする、つまり私自身が持つ情報の真偽、並びに信ぴょう性を確かめるために情報収集をするという、まさに裏づけ作業を進める上でのことであり、この過程を具体的に明かすことは情報源たる人物を特定し得る情報を漏らすことになってしまいます。

これは、情報源の秘匿とあって、我々議会という言論の府に身を置く者として、特に機微なる事案において鉄

則あるいは規範とすべきものであり、申し上げることはできません。

もちろん個人情報の取扱いについても、慎重に対応するのは、パワハラという機微な事案の特性からすると言わずもがなであり、細心の注意を払って対応するのは当然のことと考えており、実際にそのように対応いたしました。

また、2つ目の意見には、「漏洩」という言葉がありますけれども、私の場合、裏取りの過程において、個人が特定されることがないよう配慮しており、漏えいに当たるものではありません。

さらに、6月16日、17日のマスコミへの対応について記述があります。議会人としてマスコミに向き合うことは、市民の知る権利を担保することにつながるものであり、民主主義社会を健全に機能させるには重要なものと考えます。

しかし、私がマスコミに対してどのように対応したかを逐一お答えする必要はないものと考えます。何よりもパワハラという人権侵害行為、そうした機微な特性を帯びた事案だけに、マスコミとの関係、つまり情報源の秘匿等に関わる可能性がございますので、申し上げるわけにはいきません。それが人権や個人情報の保護に配慮したスタンスを取るべき議員倫理のあるべき姿であろうかと考えます。

最後に、私の一般質問の前後で、もし何か人権への配慮や個人情報への配慮を欠いていたとするならば、それに対するクレームがあつてしかるべきかと思えます。しかし、この1年4か月余り、直接的に私に寄せられたという事実はありませんでした。そのことを最後に申し添えて、私の発言を終わります。

○議長（松木義昭君） それでは、大塚のぶお議員の退場を求めます。

〔大塚のぶお議員 退場〕

○議長（松木義昭君） では、御質疑ございませんか。

中島議員。

◆14番（中島健一君） =登壇=議案の賛否に当たり、幾つか確認したいと思います。

議員に対する問責決議は、この間にもいろいろ事例はありますが、私の記憶する限り、ある事象が発生すると、その事象のよしあしは別として、その事象の確認がある程度なされた上で、その事象への賛否を求めるものとなっておりました。ところが、今回はそうならないのではないかと思います。

その点を踏まえながら、基本的なところを押さえたいと思います。

まず、本当に基本的なところで申し訳ないんですけども、かがみに会議規則第13条第2項に基づいて、この問責決議を出すというふうになっておりますが、何で第1項ではないのかというところをお答えいただきたいと思えます。

また、第2項では、「案を備え、理由を付し」となっていますが、今回は理由を付していないと思えますが、その点についてもお尋ねしたいと思います。

中身について聞いていきますけども、まず1点目ですが、決議文の3段落目の最後に「合意が取れていたのか否かを示せていない。」と書かれています。提出者の方は、合意が取れていないという事実確認をしたのか明らかにしていただきたいと思えます。

2点目ですが、その次の段落です。「個人情報を他の職員に漏洩し」とありますが、何を漏えいしたと提出者は言っているのか、漏えいしたとする具体的な内容について明らかにしていただきたいと思えます。

3点目、同じ段落ですけども、「人の命にもかかわる人権問題」とありますが、一般的な事例として「人の命にもかかわる」が使われたのか、今回の件で使われたのかをお答えいただきたいと思えます。

また、「公の場で披露するなど言語道断」とありますが、具体的に発言のどの部分が言語道断、そして趣旨説明にありました倫理観に欠けていたのか、その点をお答えいただきたいと思えます。

4点目、次の段落に行きますけれども、調査委員会の報告書にあったという職員のメモの公開や、電話取材について記されていますけれども、この事項について具体的に提出者として事実確認をされているのか。これに関連して説明資料も添付されていますけれども、この説明資料の入手経緯についてもお答えいただきたいと思いません。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松木義昭君） 答弁を求めます。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=それでは、中島議員の質問にお答えしていきたいと思えます。

条例のところに関しましては、たかおか議員のほうに言っていただきますので、それ以外のところを私のほうから言わせていただきます。

1つは、合意が取れていないというところについてどうなのかというお話があったと思うんですけども、私どもは、やっぱり議会で取り上げる以上は、きちんと複数人全ての人たちに合意が取れていなければいけないんじゃないかということを主張いたしてまいりました。

プライバシーに関わることなので具体的には申し上げられませんが、大塚議員に申出書のことについて話を聞かれたことは今まで一度もないと、自分たちの思いと違うところで議会で取り上げられて大変つらい思いをしているというお話を聞きました。

私どもが申出書のことを公表する、今回この議場で話をすることに関しては、きちんとお話をさせていただいているところでございます。

それと、「他の職員に漏洩」ということに関してなんですけれども、これは、1つには具体的に6月の一般質問のときに漏えいしているということがあるんですけども、まずその前に、大塚議員が6月議会でこのハラスメントの問題を取り上げたときに、申出書のことを一番最初に言われたんですが、申出書のことを言われるということは、当然その申出書を出された方たちの了解を得ていなかったらいけないわけですけども、この申出書を提出するという点に関していいますと、ハラスメントのことで人事課のほうに出しているわけですから、絶対に漏れてはいけない資料であります。

絶対に漏れてはいけない資料について、その職員さんに許可なく公の場で言うというのは、一体どういうことなのだとということで、この問題に関しては、ずっと私は問題提起をさせていただいてきたつもりであります。事実確認もできていないことを公の場で言うてはいけないというふうに言ってきたと思えますけれども、その辺のことと、職員への漏えいについてはもう一つほかに、その6月議会の中で、大塚議員が具体的に――ちょっと資料を自席に置いてきてしまいましたけれども、具体的に漏えいしている文言がございました。自分がその情報を知ったときに椅子から転げ落ちたというような表現であったりとか、その聞いた方も――すみません、ちょっと自席に資料を置いてきてしまったのできちんとしたことは、また言いますけれども、そういうような具体的な文言で職員の方に対しての漏えいがあったと思っております。

それと、「人の命にもかかわる人権問題」というのは、もちろん人権問題は全てにおいてそうだと思いますけれども、この問題も命の問題ではないかと思っております。

それと、「公の場で披露するなど言語道断」というふうに言ったのは、先ほども言いましたように、事実確認ができていないことを公の場で言うということに関しては、絶対に許されることではないだろうと思っております、そのように申し上げました。

職員のメモと電話取材のことに関しましては、これは説明経路でしたかね。どこで知り得たかということでよろしかったでしょうか。

この情報に関しまして知り得たのは、私どもが第三者調査委員会に基づく資料一式を公文書公開請求させても

らい、芦屋市情報公開条例の規定に基づいて公開された資料においてであります。

それと、あと説明経路ですかね。ごめんなさい、一番最後の質問がちょっと……。申し訳ないです。次にお答えさせていただきます。すみません。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=中島議員の御質問にお答えいたします。

答弁の前に、今回の問責決議に関して、事象として確認されていないというお話だったんですけれども、私どもは監査委員による内部監査に基づく監査結果報告、芦屋市ハラスメント調査委員会から提出されたハラスメント調査結果報告、芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会の調査結果報告、これまでの1年4か月の間、3回にわたって調査が行われてきた結果を基に、この中で確認されたものについて判断しております。

そして、何を漏えいしたのかと言っているかについてはすけれども、先ほど山口議員が途中までお話ししましたが、私が芦屋市議会令和2年度6月定例会（第4回）、6月16日の本会議で大塚議員が一般質問をした際の議事録を持っておりますので、正しい発言内容をお伝えしたいと思います。

「私がこの事案を知ることになったのは」――これは申出書のことです。ここでは依頼書とおっしゃっています。「今年の2月です。その情報ももらったときに私は椅子から転げ落ちました。こういうことがあったのかと、薄々私も感じてはいましたけれども、市役所内部からの非常に詳細な情報です。」――御自分でここで「非常に詳細な情報です」とおっしゃっています。「この情報を、ごく一部ですけれども、他の職員にも見てもらいました。ここまで赤裸々な情報というのはないですねと、そのような感想を私はお聞きしました。」――この「赤裸々な情報」、この辺りもいかにこの情報がハラスメントの内容として詳細な情報であったか、御自分の発言の中でおっしゃっております。

また、3点目の御質問の中の「人の命にもかかわる人権問題」について、これも大塚議員の一般質問の中で、御自分がおっしゃっておりました。人の命に関わる人権問題と、ハラスメントについて、そのようにおっしゃっておりました。

条例に関してですが、今回なぜ会議規則第13条第2項だったのか、こちらは、今年の6月28日に提出されました、同じくパワーハラスメント事案に関するという市長への問責決議の内容を参考にさせていただきました。

○議長（松木義昭君） 中島議員。

◆14番（中島健一君） =登壇=改めて幾つか確認させていただきたいと思います。

条例のほうなんですけれども、伊藤舞市長に対する問責決議は確かにありましたが、あれはあれでいろいろと理由があったと思います。今回のこの決議案に当たって、なぜ第2項になったのかと、理由を付してない理由を聞いたところです。それについても一度、明確にお答えいただきたいと思います。

合意が取れてない事実を確認したのかということ、大塚議員に話を聞かれたことはないという職員の方に確認をしたということでもよろしいですか。その辺を再度お願いいたします。

あと2点目で、漏えいしたとする具体的な内容についてお尋ねしましたが、先ほどの答弁では申出書を取り上げたこと自体が漏えいだというふうにとったんですけれども、その漏えいというのは何を漏えいとしているのかが、もう一つ分かりにくかったので、その点を再度お願いしたいと思います。

あと、「公の場で披露するなどは言語道断」で、どの部分が言語道断に該当しているのかというふうにお聞きしましたが、「職員にも見てもらいました」「赤裸々」という文面を使いました。具体的な中身は何だったんですか。この件を提出者の方に教えていただきたいと思います。

あと、調査委員会の報告書にあったという「職員のメモ」公開や電話取材についてなんですけれども、公文書

公開で入手されたのかということも再度お聞きしたいと思います。

○議長（松木義昭君） 答弁を求めます。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=私のほうから質問にお答えさせていただきます。

この申出書のことに関しましては、職員さんのほうに確認させていただいております。

それと、これは公文書かということですが、そうです。公文書公開請求をいたしまして取り寄せた資料でありますので、全て公文書であります。

それと、申出書のことに関して、どこを漏えいと言っているのかということなんですけれども、申出書を提出するということは、人事課に渡すときに、絶対に言っちゃいけないこと、漏らしてはいけないことになっているはずなんです。その申出書を出した職員さんたちが知らないところで、その情報をキャッチされた大塚議員が議会で言うということは、もうこれ自体が漏えいということ以外の何物でもないのではないかと考えております。

それから、職員の言った「赤裸々」ということが何に対してなのかということなんですけれども、実際には大塚議員が何かを聞いて、そして、そのことについて赤裸々と言っているということでしょうから、大塚議員に聞かないといけない部分もあるのかもしれませんが、実は、大塚議員に、いろいろとハラスメントのことを取り上げている状況の中で、私自身も問題だなと思う点などが多々ありましたので、直接にお話をさせていただきたいということをお願いさせていただいておりましたけれども、最初は了承いただいていたんですが、お話ができないということになって、公開質問状の前に質問状も出させていただいていたんですけども、それでもお話ができずで、公開質問状を出させていただき、そのお返事の後、ここに至ったというような状況でございます。

○議長（松木義昭君） 中島議員。

◆14番（中島健一君） =登壇=漏えいしたとする具体的な内容の観点で、申出書を取り上げたことということで、申出書を受けた担当職員からこれが漏れていたんだしたら、山口議員がおっしゃっていることもそうなのかなと思ったりもしますが、実際に申出書を書いた人たちから、行政が動いてくれないということで公益者通報という立場で通報がなされた場合、これは議員として動かざるを得ないと思うんです。

それに基づいて動いているのであれば、具体的に何を漏えいしたのかというのは、いま一つ分かりませんが、漏えいしたということに当たるのかと思うところです。その点を再度お願いしたいと思います。

どの部分が言語道断に当たるのかということで、具体的な中身は分からないというふうにおっしゃっていますが、分からないということでも言語道断というような言葉を使ってこういった問責決議を出すのは、いかがかなというふうに私は思うところです。

もう一点、最後にお伺いしたいのは、公文書公開で得られた文書が添付されています。この文書に第三者調査委員会設置までの経緯ということでもいろいろと書かれているんですけども、もし公文書公開で得られたということであるならば、これは情報公開条例に基づいて出されているものですから、公にしてもいいものだと思いますけれども、機微なものを情報公開で得た場合はそれなりの対応があると思うんですね。出処も明確にせずこういうものをそのまま提出するというのは、どういうことかというふうに私は疑問を感じると思います。

また、提出者自身として、ここに書いてあることが事実かどうかという確認をされたのかどうかということも、まだ明らかにされていませんけれども、その点はいかがなのか最後にお伺いしたいと思います。

やはり情報公開で得たものが事実かどうかは、最低でも確認する必要があるでしょうし、議員に対して問責決議をするならば、それなりの事実確認と裏づけがあって当然だと私は思うところです。こういった点にもお答えいただきたいと思います。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=私のほうからは、中島議員が先ほどから漏えいについておっしゃっていたことについてですけれども、問責決議の内容の中で「漏洩」という言葉を使っているのは1か所です。「自ら知り得たハラスメントにかかわる個人情報を他の職員に漏洩し、感想まで聞いた旨を同日の一般質問で発言して」いました。私たちが言っている漏えいは、先ほど私が言いました一般質問内での話です。

この申出書を大塚議員は、無関係な一部の職員に見せていた。これが私は漏えいに当たるかと思っております。そういうわけで、ここで言っているのは、一般質問の中で大塚議員が発言した内容の中に、申出書らしきものを大塚議員が手にしたことを、ほかの無関係な職員に漏えいしていた。漏えいというか、これは話したんですよね、御自分で感想を聞かれたんですから。この部外者に話したこと自体が漏えいに当たるんじゃないでしょうか。

公文書として今回つけている説明資料についてですけれども、これは私が、公文書公開請求をした際に、第三者調査委員会に関連する資料を全て下さいと言いました。

議員には調査結果として、第三者調査委員会から報告書というものを提出していただきました。この報告書に関しましては、第三者調査委員会の判断で提出する書類をもらっていたと聞いています。

それで、私が請求した第三者調査委員会に関連する資料の中に入っていた今回のこの説明資料、これは何かというと、市がこれまでの内部調査の結果報告として第三者調査委員会に配付していた資料となります。

以上です。（「答弁漏れ」の声あり）

ほかの質問に関しましては、山口議員が答えます。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=「言語道断」という言葉を使っていることに関して、今おっしゃったと思うんですけれども、この公の場で自分が知り得た様々な情報を、ハラスメントのことで言われたわけですけれども、そのことを公の場で言われるということに対しては、やはりいけないことではないのかという意味で、「言語道断」という言葉を使わせていただいております。

○議長（松木義昭君） 中島議員。

◆14番（中島健一君） 答弁漏れです。添付資料なんですけれども、提出者としての事実確認をしたのかどうかということについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=確認をしたのかということですが、私どもは、出てきたものだけをここに添付させていただきましたので、そういうふうに理解をしてください。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=答弁漏れ、失礼いたしました。

この第三者調査委員会設置までの経緯という添付資料の事実確認ができているのかということに対して、お答えいたします。

私は昨日、人事課に確認いたしました。この公文書に対して、令和2年6月16日の「大塚議員記者会見（職員のメモを公開）」というところと、令和2年6月17日の大塚議員記者会見（職員のメモを公開。元職員？への電話取材）」、こちらについて質問させていただいたところ、記者会見があったことは事実ですと、公開していたいていいというお返事を頂いております。

○議長（松木義昭君） 質疑の途中ではございますが、午後1時5分まで休憩といたします。

〔午後0時05分 休憩〕

-----  
〔午後1時05分 再開〕

○議長（松木義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに御質疑ございませんか。

川上議員。

◆1番（川上あさえ君） =登壇=では、問責決議案の提出者の方にお聞きします。

先ほどの山口議員の答弁の中で、今回の問責決議を出すに当たって、当該課の職員に確認したというような答弁があったかと思えます。つまり、当該課の職員ということは、これは被害者及び提出者を特定したということにつながりかねないんじゃないかという問題点をはらんでいると思えます。まさにこれこそ人権問題じゃないかというふうな思いでいるわけですが、その辺、どういうふうに受け止めていらっしゃるかとということを、まず1点目にお尋ねしたいと思います。

それから、今回の問責決議に添付されている資料、第三者調査委員会設置までの経緯の中で、先ほど答弁の中では、6月16日、一般質問の後の「大塚議員記者会見（職員のメモを公開）」、及び翌17日に「大塚議員記者会見（職員のメモを公開。元職員？への電話取材）」とありますが、これに関して、この資料をもってして事実だというふうに認識されているのか、もしくは本人へ確認したのか、その辺を改めて確認させていただければなどというふうに思います。

よろしく願います。

○議長（松木義昭君） 答弁を求めます。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=川上議員の質問にお答えします。

この当該の職員さんに確認をしたのかということは、人権の問題でいうたらどうなんだという御指摘かと思うんですけども、この間、もちろん表でこういうことをやっていくことに関しては、私自身がずっとこだわって言ってきたことありますから、できるだけ内部で話をしていきたいと思ってきていたわけなんですけれども、今年6月の一般質問の中でも、まあ言うたら当該課が出した申出書のことを、大塚議員がまた取り上げて一般質問でやっていたというような状況の中で、私自身は、議会の中でそういうことをやっていくことに関しては、どうなんだと。実際にその方たちの意思をきちんと確認できていない状況の中で、ずっと議会で言い続けているということに対して、やっぱり問題であろうと思えますし、申出書のことに関して言うと、その8人の方――もう調査ではっきりしていますので、8人ということを行いましたけども、8人の方たちの意思で出されたということありますから、8人の方たちの意思をきちんと尊重しないといけないのではないかなと思うわけなんです。

だから、1人でも欠けてはいけないうらやろうと思っていますし、そのことを大塚議員にお尋ねしたかった。きちんと本当に当該職員さんの思いを受けて質問をしているのかということをお尋ねしていることでもあります。



す。

それから、職員のメモ、これが事実なのかどうなのか確認をしたのかということですが、これは大塚議員に確認をしたのかというふうにお聞きさせてもらってよろしいのでしょうか。

このメモのこととか、様々な点のことに關しまして、大塚議員のほうに質問状なりを出させてもらって、いろいろと確認したり話をしたかったですけれども、そのことを大塚議員自身がお断りされましたので、直接に大塚議員に確認したわけではないのですけれども、この資料のことに關しましては、6月16日から17日に、まだ事実が確認されてないときに、こういう職員のメモという形で表に出してよかったのかということをお私はずっと問い続けているという状況であります。

まだ確認ができていない中で、17日に報道がなされたわけなんですけれども、マスコミは当然、知り得た情報というのは報道すると思うんですけれども、そのことによって自分たちのことが、自分たちの意思でないところで取り上げられているということで、つらい思いをいまだに、1年4か月ですか、ずっとし続けなくてはいけないという状況が、やっぱりあるんじゃないのかなと思いますし、突如、職場でパワハラの問題が取り上げられたことで、自分たちが市民の方たちに迷惑をかけたとかということも、やっぱり感じられているんじゃないのかなと思います。

本人に確認されたんですかというだけの質問ですね。大塚議員のほうには直接には確認できておりません。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=川上議員の御質問にお答えいたします。

山口議員がおっしゃったことに対する補足です。

1つ目の御質問で、職員に対して直接会ったのかという質問だったと思いますが、違いますか。失礼しました。山口議員が直接会ったのかという質問ではないですか。

◆1番（川上あさえ君） 直接会ったかどうかということではなく、特定したということに当たるんじゃないんですかと。

◆11番（たかおか知子君） 提出者の特定ということですね。

そしたら、「(職員のメモを公開。元職員?への電話取材)」、ここに關して申し上げますと、私も同じです。今回の問責決議の中で私どもが問題にしているのは、第三者調査委員会設置までの流れの中で、大塚議員が自分が知り得た情報をマスコミに提供していることに問題を感じておりますので、中身には分かりません。そこについては追及しておりませんので、マスコミは当然知り得た情報を報道して構わないと考えております。

○議長（松木義昭君） 川上議員。

登壇して質問してください、議員同士のやり取りですから。

◆1番（川上あさえ君） =登壇=山口議員の答弁に關して、再度質問させていただきます。

当該課の職員に意思を確認したというお話でしたけれど、私が聞きたかったのは、最終的に目的としては意思を確認したということですが、特定したことには、これはやはり問題なんじゃないかということをお伝えしたかったので、これに關して、議員という立場で、被害者並びに被害職員がおられると思う方々に、直接その意思を確認したということは、議員の立場というのでプレッシャーを与えたんじゃないかとも思っているわけですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

それと、先ほどたかおか議員からも御答弁がありましたけど、大塚議員本人には確認していないということな

んですが、今回の第三者調査委員会設置までの経緯の、特に記者会見のくだり、これは当局のほうが出された資料というふうに考えているわけですけど、当局はこれを実際に大塚議員本人に確認したのかどうか。もし当局に確認が取ればというふうに思いますので、議長には、その辺の取り計らいをお願いしたいなと思っております。

○議長（松木義昭君） 川上議員にお尋ねしますが、当局に確認をしたいということですか。当局に質問したいということですか。（「確認を」の声あり）確認したいということですね。

川上議員、当局に質問する前に、議案提出者にそれを確認していただきたいんですが、それはできませんか。だから、川上議員がどうしても当局に質問をしたいということであれば、まずその前に提出者にそのことについて確認した上で、当局のほうに答えられますかと、議長としては、そういうふうにしたいと思っていますので、そう言うてるわけです。

〔「暫時休憩してください」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 暫時休憩します。

〔午後1時16分 休憩〕

-----  
〔午後1時20分 再開〕

○議長（松木義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川上議員。

◆1番（川上あさえ君） =登壇=すみません、先ほどのこの添付資料に関してのところなんです、提出者のお二人は、6月16日と6月17日の大塚議員記者会見というところに関しては、大塚議員のほうに確認されていないということは今、確認できました。

つきましては、当局のほうに提出者のほうから御確認をしたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=御質問にお答えします。

大塚議員にその事実を確認したかどうかまでは私たちは分かりません。

その前に、プレッシャーを職員に与えていたのではないかという質問があったかと思うんですけども、山口議員が直接、被害者の方御本人にお会いした具体的な経緯はお伝えできませんが、プレッシャーを与えるような会い方はしておりません。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=職員の方にプレッシャーを与えたんじゃないかというところで、ちょっと言わせていただきたいんですけども、確かに議員という立場であるからというのはあるんですけども、でも、その当該の――当該ばかり言うたらあきませんが、職員さんたちの思いというか、そのことを確認しないで、話も聞かないで、それこそ1年4か月前から延々と議会の中で聞かされている、その職員さんたちの思いですけども、そういうことを確認もしていないのに追及をし続ける、そういうことに対して私自身はやっぱりおかしいと思って、大塚議員のほうにお話をさせてほしいという申入れをさせていただいていました。

この6月の一般質問でも、また大塚議員のほうは、その申出書というのは大変重い文書だということで、「私

が質問するまで10か月間も組織として放置していた」ということをまた言うておられましたけれども、そのことに関しても、職員さんたちがそんなふうに10か月もほったらかされたなんて言うていないのに、議会の中でずっとそういうことを追及なさるわけですよね。そういうことに対して、やっぱりきちんとしてほしいということで、私からは直接、大塚議員とお話をさせていただきたいという申入れをさせていただいていました。

○議長（松木義昭君） 川上議員、当局のほうに確認をしたのかということで、確認をしていないという御答弁なんですけど、先ほどそのことを当局のほうに確認したいというふうにおっしゃられたんですが、それはどうされますか。

私としては、このところが非常に重要なポイントになるのではないかなというふうに思いますので、本来なら当局に対する質疑というのは受け付けませんけれども、そのことについて川上議員としてはどうなんですか。御意思だけちょっと確認します。

〔「議事整理したほうがいいよ。議会運営委員会でも開いて」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 議事進行ですか。どうぞ、たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 議事進行じゃない、何て言うんですか。

○議長（松木義昭君） 議事進行ですか。

◆11番（たかおか知子君） いえいえ、何て言うんですか。議事整理してください。え、何、議事進行、はい。じゃあ議事進行でいいんですね。

○議長（松木義昭君） 暫時休憩します。

〔午後1時26分 休憩〕

-----  
〔午後1時27分 再開〕

○議長（松木義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川上議員の質疑が終わりましたので、ほかに御質疑ございますか。

米田議員。

◆5番（米田哲也君） =登壇=それでは、簡潔にお聞きしたいと思います。

まず、先ほどの川上議員の続きを聞かせていただきたいと思います。

先ほどおっしゃっていましたが、当局の資料にある16日、17日の記者会見に関して、当局にこれがあったかどうかということを確認していただきたい。これはお答えしていただけるなら、していただきたいと思います。

それと、この問題、とりあえずは市長・副市長も給料を1か月100%カットされて責任を取られました。このようなことが二度と起こらないようにということで、行政も市議会もハラスメント研修を行ってまいりました。そして、市議会においては、今まさに芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針を策定しようというところでございます。

一応決着を見た事案であるにもかかわらず決議を提出されたことに対しては、ちょっと腑に落ちないところがあります。この大塚議員への問責決議案を被害者の方は希望されたことなんではないでしょうか、というのが1点。

それとまた、先ほど合意をされた被害者の方はおられるというふうに山口議員はおっしゃっていましたけれども、これはその8名の方全員から、この問責決議案の合意を取って提出されたのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=この資料のことをずっと言われるんですけれども、この表に出てきている資料は、きちんと芦屋市の公文書であるものですから、それを私たちが公文書公開請求をして取り寄せているものですので、何ら問題はないと思っています。

それから、指針をつくっているときなのに、なぜ今のタイミングで問責なんだということだと思えるんですけれども、指針をつくる前に、この個別の案件のことでいろいろと問題になっていて、事実確認ができてへんのになにやってしまったとか、情報を漏えいしてしまったとか、そういうようなことをきちんと先にやってほしいということで、ずっと申入れをしていたと思うんです。でもそれがかなわなかったということで、今ここにあるんだというふうに思っています。

○議長（松木義昭君） いや、米田議員の質問は、問責決議案の提出について、被害者というか、8人の方全員の合意を得たのかということです。その点については、たかおか議員がお答えになるんですか。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=ここで話をさせていただいているということは、そういうことであるとお考えいただいたらいいと思うんですけど、私が問題にしているのは、その申出書を出された方たちがいらっしゃると。その方たちの意思をきちんと尊重して、議会でやるということになっていないことに問題があると言っているわけです。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=私のほうからは、補足としてお答えいたします。

先ほどから職員に確認する必要があるのではないかと、第三者調査委員会の設置までの経緯という資料に書いている大塚議員が記者会見をしたという内容についてですけれども、これは、人事課が発行しているものでありまして、あえて確認する必要はないと思います。

先ほど山口議員がおっしゃったみたいに公文書でございます。公文書に書かれていることにはうそがあってはならないものと理解しております。

それと、今回の問責決議に関して、被害者の方が希望していたのかどうかという確認なんですけれども、これは確認する必要があるのでしょうか。なぜならば、これは大塚議員の行動に対する猛省を求める決議ですので、よろしく願いいたします。

○議長（松木義昭君） 米田議員。

◆5番（米田哲也君） =登壇=ちょっと私の意図しているところが履き違えられているのかも分かりませんが、まず、なぜ確認したのかということを知りたいかと、大塚議員の問責をすることによって、その被害者の方々が――いろんな考えの方がおられると思いますけど、例えばもうこれ以上、こんな話は聞きたくないわという方も中にはおられるかも知れません。私はそれを確認していませんからあれですけど、その中でこ

の大塚議員の問責をされるということは、結局はまた同じような問題が蒸し返されて、これが話題になって、それでこの議会の議題に上がるということに今まさになっているわけですが、そういうことを懸念しているんです。だから、こういう話をするとなったら、そういう話が蒸し返されるということは必ずあるわけですから、そこでやっぱりその被害に遭われた方々に、こういう話をしますけど、これがまた議題になるかも分かりませんが、話をしてもいいですかということをお願いしていたのが心配になって質問させていただいたというのが1点です。

先ほど、公文書のことに関しては、山口議員とたかおか議員に聞いたんじゃないかと、当局に聞いてほしいということだったと思うんです。だからお二人にお伺いしたんじゃないかと、当局に、もしお答えできるのであれば聞いてほしいということをお願いしていたんだと思うんです。それが本意です。

それと、あとはこの決議案の提出は被害者の方の総意とお願いしていたということだったので、その点に関しては理解をしました。理解をしましたというかーすみません、僕もちょっと舞い上がってしまっています。ですから……まあとりあえず以上です。

○議長（松木義昭君） 問責することによる蒸し返し、その件について、山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=ずっとこの問題を本人さんたちが、例えば申出書は、自分たちできちんと話をしようと思って内部に出したものであるのに、本人の了解も何も得ずにこういう公のところでやって、それを延々とやり続けて、この間もやっていたんじゃないんですかと、そっちは問題じゃないんですかと、そういうことを私は提起させてもらっているんです。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=私どもがこのたびの問責決議で、大塚議員の何を問題にしているか。一番は職員の思いです。同じことはしません。慎重に確認を取って行動していることでございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（松木義昭君） ほかに御質疑ございませんか。

大原議員。

◆10番（大原裕貴君） =登壇=では、大きく分けて3点について、質疑をいたします。

まず1つ目が、この問責決議を提出するに至った経緯のところなんですけれども、今回、議案の提出をされる前段階として、議案提出者のほうから大塚議員に対して公開質問状を出されたという事実は把握しておるんですけれども、本件というのは極めてセンシティブな内容であって、内容が内容だけに原則は非公開の場でやり取りを進めていくべき案件じゃないのかなと思っています。

なぜ今回、こうして議案を提出されて、本会議においてやり取りをする、こういう極めて公の場でやり取りをすることに至ったのか。その経緯について、説明をお願いします。

もう一つ、申出書のところです。一番初めの部分だと思えるんですけれども、決議案の文中に、「大塚議員は、令和2年6月の本会議の一般質問において市職員がハラスメントを問う申出書（依頼書）を人事課に提出した件を質す中で、申出書の提出者が複数人である旨を強調し発言したが、大塚議員は申出書の提出事実の公表にあたり、その複数人全てに対し公表の合意が取れていたのか否かを示せていない。」と記載されています。ここの部分がちょっと曖昧な書き方をされているので、実際のところはどうなのかということをお尋ねしたいんですが、大塚議員は一番初め、令和2年6月に一般質問で取り上げた際に、複数人全ての職員の合意をきちっと得た上で、公

の本会議で取り上げられたんだけど、その事実を議案提出者に対して明確に回答していなかったのか。それとも、公表の合意を得ていない中で一般質問をされて公の場で取り上げられたということについて、複数人おられる職員さんの中で合意を得られていない職員さんが実際にいらっしゃることを把握した上でこの質問を投げられたのか、お尋ねします。

最後、3点目ですけれども、記者会見をしたというところなんですけれども、この決議案に資料が添付されているんですけれども、これは公文書公開請求で取得された資料ということは分かりましたが、第三者調査委員会の中でこういった位置づけの資料として活用されていたものなのか、お尋ねします。

○議長（松木義昭君） どちらがお答えになりますか。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=大塚議員の質問にお答えいたします。

なぜこの問責、公開の場になってるんだというお尋ねかなと思うんですけれども、私は一番最初の大塚議員が令和2年6月11日に一般質問をされたときに、この本会議の場でやるようなことではないと思ったんです。しかも事実が確認されていない状況の中で、こういうことを公にするべきではないと思って、そのとき議事進行も出させていただいたような状況です。

それから後もずっとハラスメントのことで議員が本会議でいろいろと言うときに、本人の意思の確認、その思いに寄り添わなかったら、この問題はやっぱりいけないんじゃないかということもずっと言い続けてまいりました。

ここに至っているのは、議会の中できちんと大塚議員がやられてきたことの話、私が大塚議員がやってきたことに対して言語道断と言っているのは、だから、あってはならないこと、議員としてやってはならないことだと思って、それを言語道断というふうに私は言っているんです。知り得た情報を人に話をしてしまうとか、そういうことを平気で本会議の場で言うといったことがあってはならんやろと言いたいわけですし、その話を大塚議員に分かってほしいから、そして大塚議員に分かってもらうだけじゃなくて議会全体で共有したいからということで、問題提起を7月に1回、8月に1回という形で出させてもらって、それで8月のときには大塚議員と直接話をさせてほしいということで議長のほうにもお願いをさせてもらってという経緯を踏んでいったわけなんです。

大塚議員のほうも、私がなぜこの質問状を出しているかおおむね分かったということで、話をしましょうというふうにおっしゃってくださったので、お約束をしていた日にちを待っていたんですけれども、待っても返事がないのでどうですかというふうに聞いたら、突如お話しできませんというふうに言われたので、もう一度、市議会の代表者会議のほうでその話を共有できるようにしてほしいということを申し上げました。

議会全体でこのことについて話をしていきたいと思っていたんですけれども、私自身は会派に属さないということで代表者会議での発言権もなく、結局この問題に関しては、議会の中で大塚議員とも、そしてまた皆さんとも共有ができない状況が続いてきたという形になります。

できましたら、こういう状況でなく、私も職員の皆様に御迷惑をかけたくなかったですし、市民の方たちにも、こういう形で本会議の場でやるのではなく、きちんとした形でこのパワハラ問題が表に出てくるようにと思っておりましてけれども、実際にはそのことがかなわずで、この問責決議という形になっているということです。

○議長（松木義昭君） 第三者調査委員会の中でこういった位置づけの資料かというのは……。

たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=質問にお答えいたします。

先に1つ目の質問に対しての補足なんですけれども、この問題を山口議員がまず最初に取り上げたのは、令和2年6月16日の大塚議員の一般質問の後です。このときに議事進行をされていました。今回のことは問題ではないのかということで調査してほしいと、ここから始まりました。

その間、私が先ほどからの答弁でお答えしていました3つの調査報告、こちらの報告を待っておりました。最後の第三者調査委員会の報告の際に、委員の弁護士の方は言いました、「議員については調査は行っておりません」と。山口議員はずっと大塚議員のことについて整理をしてほしいと言っていたんですけれども、ここで調査をしていただいていないということでした。

以降は、令和3年7月以降、代表者会議でやっていることですので、大塚議員もこの辺りは理解してくださっているかと思えます。

大塚議員が職員に「公表の合意が取れていたのか否かを示せていない。」、そのところなんですけれども、なぜそのような問責決議の文言にしたかといいますと、令和3年9月30日に大塚議員より頂いた回答書には、複数人全てに対して公表の合意をなされたのかという質問に対して、「慎重に対応しており問題ないものと考えている」、この文言しかありませんでした。この回答からは、合意が取れていたのかどうか、どちらとも示されていないということです。

先ほど冒頭で、御本人の弁明がありました。そこでは、私どもは確認したかどうかということを質問していたんですけれども、大塚議員からは、個人情報に関わるから言う必要がないというお答えでした。この回答からも、確認したかどうかはどちらともお答えしてもらえていないという判断をしております。

先ほどから同じことを申し上げているかと思えますけれども、この添付資料について、もう一度詳しくお話しいたします。

当該資料は、内部調査委員会が調査権を行使し、議事録に残る形で調査を行った結果分かった事象であり、ハラスメント調査委員会の責任で事実認定されている事象と理解するものです。当該資料は、第三者調査委員会に関連する資料であり、第三者調査委員会内で配付された市の調査資料である公文書です。なので第三者調査委員会の報告書ではありません。議員に提出する資料については、第三者調査委員会が判断したものであると聞いています。

第三者調査委員会に関する資料一式の中には、第三者調査委員会の報告書、こちらは全体協議会で配付されたものと理解しております。それ以外の資料としましては、芦屋市ハラスメント事案に関する内部調査資料で、配付された資料と一覧には書いておりました。

○議長（松木義昭君） 大塚議員。

◆10番（大塚裕貴君） =登壇= 3回、質疑は認められているので2回目の質疑をさせていただきます。

まず1つ目の、決議の提出に至った経緯のところなんですけれども、代表者会議でもやっていたというふうに御答弁いただいたんですが、ちょっと情けない話、この案件を代表者会議で披露されていたことは承知しておりますが、時系列の部分というのが、いまいち分かりづらかったので、経緯がクリアになっていないということで、改めてお尋ねしているので、もう少し詳しく経緯をお答えいただきたいと思います。

2つ目の質問としまして、申出書のところなんですけれども、他の議員からの質疑の中でもあったとは思いますが、令和2年6月に大塚議員が一般質問で取り上げたときに、こういった申出書が出ていることを一般質問で取り上げますよということを、その申出書を作られた複数人の職員さん、提出者の方々に対して、こういうのを公で取り上げるけど、いいですよという確認を取っていたかいなかったかというところを問題視されていると思うんです。大塚議員はそこは詳細にはお答えされていないということだったんですが、先ほど他の議員の質問の中でもあったように、議案提出者のほうで、その申出書の提出者の方々と話をされて、大塚議員が当時、令和2年6月に出すことを承諾していなかったという事実を確認されていたのか否か、そこはお答えできるのであ

れば、明確にお答えください。

最後、この決議案に添付していただいている資料についてですけれども、第三者調査委員会の中で使われた資料であるということは理解しました。また、内部調査委員会のほうで作成されたものだという事も理解しました。調査委員会に付された調査権を行使して、議事録に残る形で調査を行った結果、事実認定がされたということも承知いたしました。

この資料が、いわゆる内部調査委員会の調査権限において事実認定されているという前提でお尋ねするんですが、この一覧を見ますと、一般質問で当該事案を取り上げて、その際に――これは私も本会議に参加しておったのでよく覚えておるんですが、個人情報に抵触する可能性があるということで、議長のほうで発言を制止された。だから、その一般質問の中では詳しくは分からないという状態で終わっていたと記憶しているんですけれども、その後、記者会見を行われたというのが、事実としてあります。その翌日には、一般質問に触れられていなかった詳細な情報が新聞に掲載されました。これもまた事実であります。

こういった事実を積み上げると、情況証拠的に大塚議員が行った記者会見と、その翌日に報道された新聞の内容に何らかの因果関係があったのではないかと類推することができてしまう。

議案提出者は、この大塚議員が行った記者会見と、その翌日に出された新聞報道に対して、何らかの因果関係があるということは把握されているのか、それともその部分については分からないけれども、問題だということで提案をされているのか、いかがでしょうか。

○議長（松木義昭君） お答え願います。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=何度か言って議員の皆さんに分かっていただけないのが、すごくつらいんですけれども、本人さんたちは、その申出書について、まさか本会議で言われるなんてことは思ってもおられなかったわけですね。思っておられなかったけれども大塚議員が公表したという状況の中で、だから、絶対に漏れるはずのないところに渡している書類が出たということに対して、これは問題じゃないのかと。なぜみんなは問題と思わへんのかよく分かりませんが、そこが問題やろうと、それが私が一番最初にキャッチしたことですけれども――キャッチというのは、それはおかしいと違うかと言ったということなんですけれども、そのことをぜひともきちんとしてほしいと。

だから、言語道断という言葉は、あってはならんやろと、こういうことは。絶対に出るはずのない書類が、どこからか知りませんが出たと。それをその本人さんたちに聞きませず、ハラスメントのことが書かれてあることを本会議の場で言ったんですよ。それはいいんですか、ということはずっと言い続けているんです。

私は職員さんたち本人に御迷惑をかけたくはないですけれども、でも、その職員さん方が自分たちの意思と違うところでやられていることに傷ついておられる。これが事実です。何度も本会議で言うのは私もつらいですけれども、それが事実であります。

それから、積み上げると記者会見のことはということで少しお話をさせていただきますけれども、今回の問責決議の中で私どもが問題にしているのは、第三者委員会設置までの流れの中で、大塚議員が知り得た情報をマスコミに提供したことを問題にしているんじゃないんです。ハラスメントに関連した記者会見をこの時期に、2020年6月16日と17日に、まだ事実確認がされていないときに行ったという、それがよかったんかということをお問うてるわけなんです。よかったと思う人もいるかもしれへんけど、ほんまによかったんかということをお問うてるんです。

マスコミは当然、知り得た情報は報道します。これは報道の自由ですから当たり前です。でも、まだ確認できていない中で17日に報道が、内容が出たと。その中で救われた方もあったかもしれないけれども、自分たちの職場のことが取り上げられてつらい思いをされた方たちもいたやろと。突如、職場がパワハラ問題で取り上げら



れて、やっぱりつらい状況にあったんと違うんかと、そんなあつてはならんことをしたんと違うんかということ  
を言いたいわけですし、私ども議員が人権問題を取り上げるときに、何よりも大切にせなあかんのは、被害者の  
人に寄り添うということじゃないのかと。寄り添うためには、確認をしながら進めていかなあかんというふうに  
思うんやけれども、芦屋市議会がやってきたパワハラ問題への対応はそうなつてへんやろということの問題提起  
させていただいているわけなんです。

複数人いた被害者の方たちは戸惑つて、世間にさらされて。大塚議員の今回の個別案件の取組の中で、公に個人  
情報を含めて漏えいしてしまつているということに関して、自分たちの知らないところで、自分たちのことを  
言われているということ、それは個人情報の漏えいじゃないんか、話がされているということだけでも個人情報の  
漏えいじゃないんかと。今ここでしていることもそうやというたらそうかもしれません。でも、事実そうじゃ  
ないのかということ言いたいわけなんです。

一番に思うのは、被害者の方たちが納得してこれをやっているんかということもあるのかもしれませんが、  
被害者の方たちが中心にならへん人権問題というかパワハラ問題なんていうのはあり得へんでしょうと。

記者会見をしたことについて、私がマスコミにどう向き合つたかということはお答えする必要がないというふ  
うに大塚議員に言われたんです。公開質問状でそういうふうに回答なさつたんですけれども、それは被害者の方  
たちに不誠実過ぎないかと思つますし、それから、第三者委員会や新聞報道を見た市民に誤解を与えるような、  
申出書と大声で叱責し精神に攻撃を与えるような事案とを同時に発信した大塚議員の記者会見の在り方とい  
うのは、猛省するべきやと思つんです。

これは、私が公文書公開請求をさせていただいた資料の中での話ですけれども、2020年6月16日に大塚  
議員が一般質問をする際に、6月1日に提出した質問通告書には、パワハラ調査を求める依頼書についてとし  
ながらも、その中に、被害に遭つたとされる方から過度な叱責があつたと聞かす、当局としてはどう受け止めて  
いるのかという質問項目があります。同年の9月9日の一般質問において、大塚議員は、今年6月16日に私が  
一般質問をしたことにより一気に市幹部のパワハラ疑惑が発覚し、翌日からマスコミ報道が相次ぎ、調査結果に  
よれば、特に被害職員X課のAさんには、2018年以降、断続的に大声で叱責をし精神的な攻撃をしていたこ  
とも明らかになりました。本当に異常と言うしかありませんというふうに、9月議会で言っているんですね。

第三者委員会が、この申出書と職員の文書というのが同じものとー私ども最初そういうふうに思つました。  
申出書に関する一般質問があつて、次の日にあの新聞報道が出たときにそういうふうに思つたんですよ。でも実  
際にはそれは別のものであつたということ第三者委員会が調査するのにすごい時間がかかっているんですね。  
大塚議員が記者会見をされてこういうような出し方をしたことによって、調査が遅れてるやろと言いたいわけ  
なんです。

だから、そういう意味では事実の積み上げでどうなんやということは、もう大塚議員に聞かないと私も分かり  
ません。大塚議員か、そこにいた記者に聞かないと分かりません。でも、それは言つていただけることではない  
んやろと思つていますけれども、そういうことを私自身は問題意識として持つていて、ここに至つているとい  
うことです。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇= 1つ目の御質問で、もう少し細かくということでしたので、私のほうが  
飛ばした部分があります。

大塚議員に公開質問状をお渡ししたのは令和3年9月となつておりまして、回答をもらったのも9月となつて  
おりますが、実は非公開で、山口議員は大塚議員に一度質問状を投げております。それについては、議長にも相  
談しておりました。議長のほうからは、本人同士で話し合つてほしいということで、間に入つていただけなかつ  
たので、山口議員は大塚議員に直接お話を伺いたいと、期日をお伺いして待つていました。結果、大塚議員から

は、2人でも話ができないと、お答えできないというお返事を頂いておると聞いております。

その後、もうこれは代表者会議で指針の中に入れてもらわなければいけない。といいますのも、この事例を調査する前に指針が出来上がろうとしていました。これは議員の自覚に関する問題です。そこが解決していないのにハラスメントの指針が出来上がろうとしていたということで、山口議員は代表者会議で、この問題を取り上げたいとおっしゃいました。

ところが、山口議員は会派に属さない議員です。代表者会議では質問する権限がありませんので、許可をもらえませんので私が相談に乗りまして、私は幹事長をしておりますから代表者会議で意見が述べられます。私もこのことに問題意識を持ちまして、それで申入書という形で、代表者会議でこの問題を「疑い」ということで調査してほしいと申し上げたという経緯が抜けておりました。

この説明資料に関して、問題点の捉え方については、先ほど山口議員がおっしゃったとおり、私も同じです。ただ、大原議員がおっしゃってくださった、疑わしきは罰せずの辺りです。やはり大塚議員に確認するか、どうしてもここが大原議員がおっしゃったみたいに問題であるのであれば、記者会見で情報を漏えいしたかどうか、調査特別委員会を開くなど議会でもしっかりと調査して聞き込みをする必要があるのではないかと考えております。それをしない限りは、ここの辺りは判明することはないかと理解しております。

○議長（松木義昭君） 大原議員。

◆10番（大原裕貴君） =登壇=経緯については、一応分かりました。

まず、再度確認という格好になっちゃうと思うんですけども、どういうことなのかということで、非公開のところで大塚議員と問題認識のすり合わせというか、話合いをしようと試みた。しかしなかなかうまくいかなかった。それに対して議長にも、2人ではなかなか進まないで間に入ってくれないかというようなことをお願いされたのかなど。

実際にそこで議長に入っていたいてないのか、ちょっとそこが分からないんですけども、多分そこで議長が間に入って仲介してもらって、双方で話合いをされていけばこういうことになっていないのかなとは理解するんですが、そこら辺はもう少しだけ御説明いただきたいと思います。

最後は記者会見のところ。記者会見と新聞報道の因果関係というのは、多分、僕が今、御答弁を聞いた中での解釈としては、提出者のほうでは、その因果関係は分からないと。内部調査委員会のほうで事実認定したというところ以上のことは分からないので、その辺の疑義の部分の決着をつけようと思うと、例えば大塚議員に聞いていただくなり、議会として何がしかの調査機関を設けて、第三者的な事実認定を、だから疑いを晴らすというようなことをしないと分かりませんよということを答弁されたのか、そこだけお尋ねしたいと思います。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=この問題を山口と大塚議員の2人だけの問題と捉えるのではなくて、もちろん問題意識を持ったのは私ですけども、そういうのではなくて、やっぱり議会全体で、このハラスメントの問題をどう捉えるんだということを共有したいがために議長に入っていたきたいと、話を一緒に聞いていただきたいとお願いをしたんですけども、そういう前例がないということで、それがかなわず、直接に大塚議員とお話をするという経緯になったということです。

それと、記者会見のことで、大塚議員が何を言ったかということをはっきりさせたいとか、そういうことを言っているわけではなくて、私がここで主張したいとか言いたいことは、その会見の中で言ったことが、さっきも言いましたけれども、申出書というのと職員の文書というのが同じものとして世間にばっと出てしまったと。そういうことになってしまったということに対して、大塚議員自身は反省をしてないのかと、そこはちゃんと反

省すべきことやろうと。それで救われた方があったのかもしれないけど、それですごく傷ついている人もいるやろと。

そのことを、この本会議で、公の場で私が言うことが正しいとも、私は思いません。正しいことでもないと思うんです。だって本来は、被害を受けていらっしゃる方が訴えたいと思うことやと思うからです。

でも、そのことを、その方たちが一生懸命に発信をしても、それを捉えてこなかったのが、今の議会ではないのかということを私は申し上げているんです。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=大原議員の最後の御質問にだけお答えいたします。

調査に関しては、私もおっしゃるとおりだと思いますので、そのように捉えております。

○議長（松木義昭君） 換気のため、暫時休憩いたします。

〔午後2時11分 休憩〕

-----  
〔午後2時19分 再開〕

○議長（松木義昭君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの質疑の中で2人の議員から、資料について当局に確認したいとのことでございましたが、休憩中に確認したところ、行政としては議員同士の質疑であるため、答える立場にないということでもございました。そうすることで、これについては議長として、そのようにさせていただきますので、御了承ください。

それでは、ほかに御質疑ございませんか。

青山議員。

◆15番（青山暁君） =登壇=それでは、議案提出者に3点について、質問させていただきます。

まず1点目は、職員のメモを公開をしたということについて、第三者調査委員会の報告で示されていると、決議文書の中にはそうございます。しかし、先ほどの提案説明の中では、公文書に記されているということで、この第三者委員会の報告で示された資料とはおっしゃいませんでした。

先ほど来の質疑の中では、これはあくまで第三者委員会のための内部委員会の調査の資料であるということを出発点の方も述べられております。

私もこれがあったので、びっくりして調べたんですが、少なくとも第三者委員会の報告書の中で示された資料ではないと思いますが、その点について確認させていただきたいと思います。

2点目に、今回の幾つかの質疑をしておきまして、提案理由の一つに、漏えい問題ということで、「大原議員（「大塚議員」に発言訂正あり）は自ら知り得たハラスメントにかかわる個人情報をおの職員の漏洩し」ということが大きな問題であると。これに関しましては、まさに第三者委員会の報告書の中には、副市長の漏えいについて明確に記されております。

当時このことを副市長も認められ、謝罪をされたと記憶しております。読み上げますと、「本件申出書の存在を知った副市長は、Aに対し、部下への指導方法について改善を求め、その際、申出書の存在を伝えた。本件申出書の存在を知ったAは、X課職員に対し、副市長から申出書の存在を聞いている旨話した。このような副市長の対応は、Aを通じて、さらにX課職員の不安を増長させ、その行動を萎縮させる結果となっており、その対応は不適切であったと言わざるを得ない」と、明確に報告書に記されております。

ということは、副市長に対しても同様に問責決議をなされる準備をされているということなんではないでしょうか、そ

の辺を確認します。

最後に、この問責をなぜこういう形でやったかという、山口議員がおっしゃった経緯に関しては一定の理解をしました。概要は、会派所属ではないので、いろいろ取り上げていただけなかったということで、一定、経緯としては理解しました。

一方で、会派、あしやしみんのこえに関しましては、御自身もおっしゃっていたように、この件は大事やからということで、この問責決議とほぼ同じ内容で代表者会議に申入書を出されました。結果として、昨日の代表者会議では取り下げられましたが、これは議長のほうから同じ内容なんだけど、どうするんだということで取り下げられて、場合によっては昨日のその申入書が出たままであったという中で、その整合性、その重大性、これをどのようにお考えでしょうか。

以上3点、お伺いします。

〔「議事進行」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 大原議員。

◆10番（大原裕貴君） 先ほどの青山議員の御質疑の中で、ちょっと私の名前が出てきたように聞こえたんですが、御確認いただいてよろしいですか。整理をお願いします。

先ほど青山議員の質疑の中で、私の名前が出てきたんですね。私が言った内容を取り上げていただいたのかなと思ったんですが、ちょっと違うところだったので、多分、他の議員さんと名前を間違えて御発言されたかと思うので、また議事録とかを御確認いただいて整理いただきたいと思います。

○議長（松木義昭君） 間違いであれば訂正いたします。

答弁を求めます。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=私のほうからは、副市長にも同じ問責を出すのかということで御答弁させていただきます。

苦しんだ職員さんとか、きちんと責任を取られた市長とか副市長とか、私はその方たちの前でこんな話を本当はしたくもありません。でも、何度もここで申し上げておりますけれども、例えば一般質問で、一番の被害を受けたのはパワハラで療養された方らやというふうにおっしゃった。議会がそういうふうにした。でも、そしてその療養に入られた方は、一度でも何かそういうふうには、パワハラで療養になったと言ったんかということをお願いしたいわけなんです。

それで、療養なさっていた職員さんは、こう言ってくださいました。山口が本会議でこのことを取り上げるんだったら、自分が了解したというふうに言ってくれていいと、そうおっしゃってくださいました。でも、私が何を言いたいのか。その人たちの思いを酌まないで議会という公の場でやるのは、絶対あかんことやろということを私は言いたいわけなんです。その方が傷ついて、それこそ命に何かがあったら誰が責任を取るんですかということをお願いしたいわけなんです。

だから私は、決してこういうことを公の場でやりたいと思ったわけではありません。でも、ずっと問題提起していることを酌んでくれない。今も青山議員がそういうふうには質問なさいますけれども、私が何を意図して言っているんかということも酌んでくれない。だから、申し訳ないけど、この本会議という場を使って、私が何を言わんとしてるんかということも申し上げて、市議会の皆さんにも考えていただきたいですし、それに先頭を切ってやってきた大塚議員に反省してくださいというふうには言っているんです。

〔「議事進行」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 徳田議員。

◆16番（徳田直彦君） 今の山口議員の発言の中で、職員さんを特定するような表現がございました。これ以上、そういった表現は慎むようにお願いします。

○議長（松木義昭君） 皆さん、これからは発言に注意してください。  
たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=先ほどから繰り返しになるかと思うんですけども、2つ目の漏えいに関しましては、恐らくもう何回も言っているんですけど、問責決議の中に出ている「漏洩」という、この言葉のことだと思うんですけども、これは私がはっきり言いました。もう言わなくても分かるかと思えますけれども、一般質問の中での申出書のことをほかの職員に漏えいしたということです。

副市長のことをお話しされたんですけども、この申出書については、第三者調査委員会の調査報告書の中にも出ておりますけれども、残業の取下げのやり取りが何回かあったので、そのことについて調査を求めるものという結果報告が出ております。この申出書の中身に書いております、係長等複数人が同席した状態で調査を行ってくださいと。ここで職員は、ほかの方が入ってこの申出書の内容を話し合ってくださいと言っているような状態なんです。

この申出書の内容ですと、問題とされている加害者の方は、芦屋市ハラスメント調査委員会の報告書ではパワーハラスメント認定はされていませんでした。そんな状態の中で漏えいになるのでしょうか。2つの大きな違いがあると思います。

何度も言いますが、これは、申出書について漏えいしていると言っているわけではなくて、一般質問の中で大塚議員が話をされたことを漏えいと言っています。これが1つ。

先ほど同じ漏えいを取るならー同じじゃないんですけど、同じ漏えいを取るならといったところで、この申出書の中身、公文書公開請求をされたら中身が分かるかと思えますけれども、これは皆さん御存じかと思えます。芦屋市ハラスメント調査の結果では、暴言を吐いたというパワーハラスメント認定の内容ではありませんでした。残業の取下げという内容でした。職員からも、係長等が複数人が同席した上で話し合ってくださいと、そういうような内容です。

〔「議事進行」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 何か答弁漏れですか。青山議員。

◆15番（青山暁君） 答弁漏れが2つもありますので、答弁していただきたいと思えます。

1つが、申入書を出している段階で問責が出て、その整合性についてを質問したかと思えます。その答弁がございました。

それからもう一つが、この決議文の内容では、第三者調査委員会の報告で示されていると書いていますが、第三者調査委員会の報告の内容ではないんじゃないかという質問の答弁もございません。

○議長（松木義昭君） たかおか議員、お答えください。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=私は、質問の意味がさっぱり分かりませんのでお答えすることができません。

○議長（松木義昭君） 青山議員。

◆15番（青山暁君） =登壇=御自身の書かれている決議文に責任を持っていただきたいと思います。ここに明確に「第三者調査委員会の報告で示されている。」となっていますが、先ほど来の質疑の中で、これは内部調査委員会の資料だったと御自身もおっしゃっているので、これは第三者調査委員会の報告ではないんじゃないかということを確認しているんですが、それを決議文に書いているものですから、ここはとても重要なことだと思うんですが、その違いをただしての1点目。

それから、先ほどの副市長に対する返答も全く筋違いなんですけど、私がなぜこれを聞いたかといいますと、当時、確かに私も、副市長がこういうこととして問題だったんじゃないんですかということ、副市長も謝罪されました。一定それで理解しているわけです。

その全ての責任が、トップである市長にあるということで、我々は問責も出しました。その中にはもちろん副市長をはじめ担当したみんなも含めて、そのトップの責任として問責を出しました。

しかしながら、少なくとも、議案提出者の2人はそれに反対をされました。問責の一つの要因が、この漏えいであったのならば、少なくともそこに対して真摯に向き合うということで、だめなものだめと、反対と、市長への問責のときにしっかり認められてもよかったんじゃないかと思うんですが、なぜ大塚議員に対しては漏えいを問うのかということ再度、確認します。

それから、申入書のことに関しては、全く質問の意味が分からないということでお答えいただけなかったんですが、片一方で申入書を出して、少なくともこれから、いい指針にするためにみんなで検討していきましょうという段階で、まさにその翌日に、同じ内容の問責がこうやって出て、その整合性がどうだったのかということ、今度は意味を分かっていたら、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=漏えいについて、市長・副市長のほうには問わずに大塚議員になぜ問うのかということですけども、パワハラということに気づかなかった市長と副市長、それは確かにきちんと反省をしなかったらいかんかったやろうと思います。

でも、市長も副市長もその職場を何とかしたいと思って、何度もその課員と会っていろんな話をしてきたんじゃないでしょうか。

その中で、申出書が出てると言うことを言ってしまったと、それは大いに反省なさってたじゃないですか。

そしたら、この職場がそういう状況にあって、申出書を出さないかと動いた職員さんたちとか、療養休暇の方が一番やということで責められてましたけども、その方たちのことを本当に心配して議場の中でやっていますかと、その方たちの意思をちゃんと確認していますかと。だから、人権の問題はそこを外したら命の問題になりますということ、なぜ分かっていただけないんでしょうかということ、を言ってるんです。

○議長（松木義昭君） あとの2つについては、どちらのほうでお答えになりますか。整合性、それからもう一つは報告書の中で示されているのかということ。

たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=質問の前置きが長かったので、ちょっと質問の内容がまだ私には、明確にはなっていないんですけれども、第三者調査委員会の報告書の内容の中に、請求資料が入ってなかったんじゃないかということなのではないでしょうか。もっと明確に質問していただきたいなと思うんですけど。（「明確じゃないで

すか」の声あり)先ほどからずっと説明しておりますよ。第三者調査委員会の報告書というのは、弁護士の見解を述べたものなんです。聞いておりますよ。

申し訳ありません。質問の意味が分かりません。

○議長(松木義昭君) 代表者会議の申入書と、それから問責決議を出されたことについての整合性についてはどうですか。

◆11番(たかおか知子君) =登壇=代表者会議との整合性ですね。あれは、先ほど大原議員への答弁のときに言った過程の説明と同じ内容だったので、私としては説明した内容をまた再度、聞かれているのかなと思ったんですけども。

整合性はありません。山口議員がずっと大塚議員に質問されていた内容の疑いの辺りを聞いていましたから。よく分からないんですけど、その申入書は取り下げた内容なので、その代表者会議での申入書と問責決議の内容、ここで公開されていない内容を持ち出すのはよく分からないんですが。

○議長(松木義昭君) それと青山議員の最初の質問は、第三者調査委員会の報告で示されていると問責決議の中に書かれているんですが、第三者調査委員会に出された資料ではないのかと、そのところを確かめようというところで質問されているんです。

たかおか議員。

◆11番(たかおか知子君) =登壇=ちょっと疲れてまいりました。先ほどからずっと同じことを言っております。

これは、公文書公開請求で頂いたものです。芦屋市ハラスメント調査委員会資料一覧、この中に式次第とか第三者調査委員会設置までの経緯とか、芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱とか、これは私が第三者調査委員会に関連する資料を一式下さいと言ったときに中に入っていたものです。それでお答えになっていますか。

おっしゃっていることは、第三者調査委員の方でしか分からない話かと思いますが。

○議長(松木義昭君) 青山議員。

◆15番(青山暁君) =登壇=3度目、最後の質問です。

まず冒頭に、先ほど大原議員から議事進行がありました件について、すみません。私としては、大塚議員とやりたいのを、それすら気づいてなかったのが、後で訂正のほうをよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それで、理解力がないのをひけらかされても本当に困るんですが、ここの問責決議の文書に「第三者調査委員会の報告で示されている。」と明確に書かれてあります。私の調べる限りは、第三者調査委員会の報告で全く示されてなくて、まさに先ほど説明があったように、その中の資料としてあるということは質疑の中で理解しました。しかし、この決議文の大事な文書ですから、第三者委員会の報告では示されていないんじゃないでしょうか。そこは大事なことなので、そこにお答えくださいと聞いているんです。理解できましたでしょうか、それが1点目です。

それから、山口議員が大塚議員に対して強い思いをお持ちなのは一定理解しました。しかし、一方で、この部分は残業の取下げについての申出書やったからええとか、よくないじゃなくて、まさにその第三者調査委員会の報告で、副市長のことは不適當であると報告されている内容を、しっかりと漏えいと捉えたら、本来、市長に対

する問責決議も一定理解されるものと思うのですが、全くそれはなかったのに、なぜ大塚議員にだけ出てくるのでしょうか。その違いもお教えください。

以上、3度目といたします。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=私としましては、青山議員がおっしゃっていることは、全く問題ないと思っておりましたので理解ができませんでした。よくよく文章を読み直しました。

これは国語力の問題かと思うんですけども、私は、第三者調査委員会の資料を公文書公開請求しました。その際に入っていたのが内部調査資料です。第三者委員会での報告で示されているという意味で捉えておりました。

これは、「第三者調査委員会の中での」とか、そういう辺りの文章が抜けていたのかなと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（松木義昭君） もう1点のほうを、どうぞ、山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=私も含めて、議会がやっぱりこの人権問題とかハラスメント問題は、もっときちんと被害を受けたりとか、しんどい思いをした人のところに立ってやっていくというのが大事やろうと思うので、そのことを主張したいのであって、誰かを、大塚議員のことを、問責決議をやって何かさらそうとかそういう意図があるわけじゃないんです。そのことを分かっていただけないからということなんです。

○議長（松木義昭君） ほかに御質疑ございませんか。

福井（美）議員。

◆6番（福井美奈子君） =登壇=たくさんの質疑が出ておりますので、簡潔に2点お尋ねしたいと思います。

先ほどのやり取りの中で、このたびの大塚議員に対する問責決議を提出されるに当たり、申出書の提出者であったり、またパワーハラスメントの被害を受けたとされる方からの希望があって提出されたのかというやり取りがあったかと思えます。

これに関しての答弁は、大塚議員の行動について問題視したものであるのかという答えだったかと思うのですが、いま一度、これは希望やそういう抗議を受けたものではないかというところの確認をさせていただきたいのが1点と、また、この大きな問題に関して問責決議を出されたということは、当事者にも大変大きな問題として関わることなので、提出者の意向を事前に確認する必要があったのではないかと思うところもあるのですが、その件に関してのお考えはなかったのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=職員の方から、このことを言うのに希望があったかどうかということですけど、私が話をしていることが分かっていただけないかなと思うんですけど、職員の方は、このことを望んでやってほしいと思うわけがないじゃないですか。もう1年何か月もずっと傷ついているんですから。でも、まだ傷つけられ続けているから、山口が言うということに協力してくださっているんです。それだけです。

○議長（松木義昭君） 福井（美）議員。



◆6番（福井美奈子君）＝登壇＝そうしましたら、ちょっと別の観点からもう1点だけお尋ねしたいと思いません。

令和2年9月の本会議で、当時の総務部長がこのようにお答えされております。「きっかけは6月の一般質問で本市のパワハラ案件がまず取り上げられたこと。そのパワーハラスメントという問題が非常に重大な問題であるということをもスコミの方々が認識をされて報道されたもの」とあります。

つまり、大塚議員の一般質問がなければ、もしかしたらこの状況というのが今も水面下で続けられていて、解決の糸口すらなかったのではないかと考えられるところです。この問題は、質問がなければ闇に葬り去られていたかもしれないということで、まさに一石を投じたのではないかとこのふうにも個人的には思うところです。

行政のほうでも再発防止に向けて一歩ずつ歩み始めている状況下にありまして、改めてこの問責決議の中に「議員として倫理観に欠けていた」というくだりがあるんですけども、市当局に自浄作用やその解決が大変困難な場合は、時として議員が指摘をするということも多々あります。

再度お伺いいたしますが、その議員としての倫理観ということについて、御説明をお願いしたいと思います。私からは以上です。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君）＝登壇＝大塚議員がこの問題を取り上げなかったら、闇に葬られていたとみんな言いますけれども、職員さんは自分たちの中で話し合いをしようということで、これを提出して、内部でずっと話し合いをなさっていたじゃないですか。それなのに、その人たちの思いを聞きもしないで議会で取り上げたんじゃないんですかと、そういうことを私は言っております。

○議長（松木義昭君） ほかに御質疑ございませんか。

帰山議員。

◆17番（帰山和也君）＝登壇＝それでは、議案提出者に質問をいたします。

まず、そもそもこの問責決議の中身を見ますと、先ほど来ありますように令和2年度6月議会の一般質問に関する内容でありますけれども、今、改めてこういう問責決議として議会の公の場で議論をする、その目的は何なのか、もう一度、確認をさせていただきたいと思えます。

本来、この問責決議については、理由を付してということですから、この決議案の中に理由が付されていなければならない。具体的な理由がない問責決議では成立しないわけですが、私が見る限りでは、この決議文の中に明確に、こういった理由で問責決議を提出しますというようなことが全く書かれていないと私は思うんですけれども、提出者の御答弁を頂きたいと思えます。

そして、そもそも今回この大塚議員の昨年度の一般質問の際に、申出書提出者全員の了解が取られていなかったということ、被害者への配慮が求められるということで問題視されているというふうに私は理解をしておりますけれども、であるならば、お二人の提出者におきましては、今回の問責決議をなされるに当たって、全てのこのパワーハラスメント被害者の皆さんの御理解の上、同意の上、この問責決議を上げられているのかどうか明確にお答えいただきたいと思えます。

それから、この問責決議文の中身のことでありますが、2ページ目の下から8行目「また、翌日の17日にも記者会見において『職員のメモ』の公開及び『元職員？への電話取材』を行ったと、第三者調査委員会の報告で示されている。」という文章ですが、そもそもこの元職員の後に「？」があるのはどういう意味なのか、お答えいただきたいと思えます。

この電話取材を行った先が、元職員なのかどうか疑問があるとの疑問符の意味でこれをつけられているのであ

れば、これは大問題ではないですか。事実関係を確認することなく公職にある議員に対して問責決議をすること、これは大問題だと思いますので、明確にお答えいただきたいと思います。

それと、先ほど来、「第三者調査委員会の報告で示されている。」というふうに記されている。これも正確に表現がされているとは理解できません。つまり第三者調査委員会の報告の中には、このメモだとか取材だとかというようなことは入っていないわけなんです。なおかつ、この当該第三者調査委員会の報告書6ページの(7)留意点、ウの後段部分には、「本調査委員会は、本報告書が、特定の者に対する法的責任追及、人事上の不利益の取扱い、政治目的利用等のために用いられないことを強く望む。」とも記されているわけですが、この辺りについて、提出者はどのようにお考えなのかお答えいただきたいと思います。

さらに、提出者のたかおか議員につきましては、そもそも第三者調査委員会設置の議案に反対されているわけですが、この反対をされた委員会の報告書を引用して、この問責の根拠にするということについては、大いに矛盾を感じますけれども、この辺りについてもお答えいただきたいと思います。

そして、最後ですが、それぞれ市民の負託を受けて活動している議員の一般質問に対して、この内容に関して明らかに法令に違反をしている、こういった場合を除き、その内容や影響を含めて、仮にその関係者等から苦情や訴えを起こされた場合は、その議員本人が責任を持って対応するべきであり、他の議員が事細かに問いただすべきものではないと私は考えております。

つまり、このような問責がもし仮にも通ることになれば、不明確な理由、根拠において他の議員の質問権がある意味、侵す可能性も出てくるということで大きな疑問を持っておりますけれども、この点についての提出者のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=令和2年6月議会の一般質問の問題を、なぜ今、取り上げるのか、その目的は何かということですが、令和2年6月議会のときに問題提起したことが、そのままもう一度問題提起をしないといけない状況に、1年4か月たっても議会はあるだろうと思うので出しますのと、それから、指針をつくるということを言っているんですけれども、このことがきちんと分からない中で指針をつくっても意味がないんじゃないかと思うからです。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=たくさんありましたので抜けることもあると思いますが、まず1点目、問責決議に関して、十分に理由を書いていると私は理解しております。

職員についてですが、問責決議を出すことに対して、全員に同意をしていただいていると聞いております。

「？」がついていることについて、何度も言っていますけれども、私たちはその文言については何も問題としておりません。ただ大塚議員の行動について、記者会見をしているという事実について問うております。

これは一般論ですが、私がつけたわけではないんですけれども、恐らく電話ということですので、相手側の顔が見えません。顔が見えないところで、この方ですというには、言っている方を信じるしか仕方がないので、明確でないこともあるのではないのでしょうか。これは推測ですが、この辺りも私たちの今回の問責には関係することではないので、その辺りをしっかりと調べたいのであれば、大塚議員の御質問のときにお答えしたように、調査特別委員会なりを設置して、大塚議員に聞くなりしないといけない。帰山議員がそこを明確にしたいとおっしゃるならば、ぜひ調査特別委員会なり第三者調査委員会なり百条委員会なり、そちらで調査していただきたいと私は強く願っております。

メモに関して質問がありましたけれども、そこも同じです。今回の問責については、その文言に対しては何

も言っておりませんので、問責決議の中にも入れておりません。

あと、私は、第三者調査委員会の設置に反対いたしました。そしたら反対した委員は公文書公開請求した資料を使ってはだめだと、帰山議員はそうおっしゃっていると理解させていただきます。私は、反対しようが公文書公開ですから、誰が見てもいいものだと理解しておりますので、使ってはだめだと帰山議員がおっしゃるといことは、御自分が反対されてきた議案は全て公文書公開されないと、そういうお考えだと理解させていただきます。

○議長（松木義昭君） 帰山議員。

◆17番（帰山和也君） =登壇=ここまで議論がかみ合わないと、本当に私も今は途方に暮れている状態なんですけど、そもそも例えば大塚議員だとか記者に聞かないと分からない、そういうことをこの問責決議文の中に盛り込まれるということは、問題だと思いますよ。

先ほど申し上げた「元職員？」、こういったものを、やはり問責決議文というーこれは議員の責任を問うという極めて重要な議案なんです。何回も言いますが、お互いに市民の負託を受けて選ばれた議員ですから、それぞれの質問権を認めないと、この議会というのは成立しないわけですけども、こういった文書で出される以上は、誰が見ても分かるように表現いただかないと、それは議案としてまさに不適格だと言われても仕方がないと思いますけれども、もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

様々申し上げたいことはたくさんありますけれども、いずれにしましても、例えば情報の漏えいということの問題視されております。ただ、漏えいというのは誰かに会って話をするのは漏えいではないんです。本来漏らしてはいけない情報を漏らす。そして結果として誰か被害者に被害を与える。個人情報漏らしたことによって、その個人の方に被害が及ぶということも含めて漏えいというふうに一般的には使われていると思います。「個人情報を他の職員に漏洩し」というようなことを、明確にどういう被害が出ているのかという裏づけがない状態で、こういう問責決議文の中に盛り込まれるというのは、そちらのほうがよほど大きな問題だというふうに考えておりますけれども、この点についてもお考えを伺いたいと思います。

いずれにしましても、この問責決議を最初から最後まで読ませていただくと、大塚議員の質問に関する様々な裏取りと申しますか、自ら得た情報の裏づけをするための様々な行動、それと、議会外での記者とのやり取りというようなことも含まれているようですけれども、私は御本人ではありませんので詳細は分かりません。しかしながら、私が知り得た限りにおいては、この大塚議員の一般質問については何ら問題はありませぬし、もしこの一般質問がなければ、先ほど来、何回も言われているとおり、この芦屋市職員におけるパワーハラスメント、これが発覚しなかったわけです。

申出書を人事課に文書として出しているにもかかわらず、何らハラスメントとして指針に基づく処理がされずに、事実上、ハラスメントというものがなくなっているというのは明らかな事実です。質問のやり方とか内容は、それは大塚議員個人の責任の範疇ですから私は申し上げませんが、結果として、この一般質問によって芦屋市のパワーハラスメントが発覚して、明白になって、そして原因も調査されたわけです。

内部調査委員会では不十分だということで我々は第三者による調査委員会を立ち上げて、外部からの調査も行われて、このパワーハラスメントには一定の結論を得て、そして、この市長・副市長の責はかなり重いということから、問責決議についても出させていただいて、残念ながら反対の方もおられましたけれども、賛成多数で可決したところですけども、そもそもこの一般質問がなければ、今どうなっていたのか、そのことについて再度、提出者の御意見を伺いたいと思います。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君）＝登壇＝帰山議員のお考えを聞いているわけではありませんので、質問は簡潔にお願いいたします。

1つ目の質問にお答えしますが、大事な書類だからこそ、この「？」はどうかという辺りです。

私たちも大事な公文書だからこそ、一語一句間違えないように問責決議に入れております。本来、私たちが捉えたかったのは「大塚議員記者会見」、ここまでの文字でよかったわけです。ですがこれは公文書です。帰山議員がおっしゃったみたいに大事な議案だからこそ、一語一句間違いがないように書かれているまま書いたまです。

漏えいについて、申出書を出された方たちの気持ちまで入って漏えいだとおっしゃいました。申出書を出された方からは、大塚議員にそういう公開の場で話してくれと、総意では思っておりませんと聞いております。総意ではありませんでしたので、漏えいに値すると考えております。

あと、大塚議員がこのことを一般質問で取り上げなければ、パワハラ調査はされなかったのではないかと。これは一つ、たられればの話かと思いますが、逆も言えます。大塚議員が一般質問をしなくても調査をされたのかもしれないとも言えます。さらに、申出書に関しましては、調査はされています。一般質問よりも前に8人が提出した申出書は調査されていました。

さらに、「男性職員の文書」、これは公文書公開で入手した中に入っている文書ですので読み上げます。令和2年6月17日の神戸新聞に掲載された「男性職員の文書」については、上記文書の写真が同新聞のウェブ版に掲載された際、作成者を特定することが可能な部分が一定期間、マスキング処理が施されていない状態であったため、当該文書を作成した職員を推定することは可能であった。しかしながら、申出書を提出した職員8名及び平成28年度以降にX課に在籍していた職員8名を除く退職者を含む7名の中で、調査票による質問に対して、当該文書を見たことがあると回答した者は1人もおらず、提出を受けることができなかった。

さらに、第三者調査委員会の中でも、このような新聞報道がなされた「男性職員の文書」について、見た者はおらずという結果が出ております。

「見た者はおらず」です。一般質問で大塚議員が発言なさっても、この文書自体がないのに、どのように調査をすればいいのか。大塚議員が一般質問したどうのこうのではなくて、まずこの文書がないんですから、市としては調査のしようがなかったということだと理解しております。

○議長（松木義昭君） ほかに御質疑ございませんか。

田原議員。

◆18番（田原俊彦君）＝登壇＝質疑も大分重なってきておりますし、なるべく重ならないような質疑をしたいんですが、明確な答弁がなかったこともありますので、重なる質疑があることは御了解ください。

それで、6点質疑を行います。答弁の場合も、先ほど来、聞いているとどの答弁が返ったのか返ってないのかがはっきり分かりにくいので、提出者には大変申し訳ないんですけども、番号で答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目は、この決議文のところですが、ちょうど真ん中辺り、ここはまだどうしても理解ができないんですが、上から12行目のところです。「大塚議員は申出書の提出事実の公表にあたり、その複数人全てに対し公表の合意が取れていたのか否かを示せていない。」、これは質問状で9月30日に回答があったということも聞いておりますけど、そもそもこの否かを示す必要がどこにあるのか、なぜ示さなければならないのか、そこをはっきりと御答弁いただきたいと思っております。

それから2点目。これは何人かの議員が質問していますが、ここは決議文なので、この後、採決の結果、決議された場合はこれが残ってしまうものですから、この文字については非常に大切だと思うからこそ重ねて質問しています。

下から8行目から始まります。私の読み取りは、この「また、」から「翌日の17日にも記者会見において『職員のメモ』の公開及び『元職員？への電話取材』を行ったと、第三者調査委員会の報告で示されている。」と、こ

のように書いてあります。

最初の提出者の説明の中では、ほぼ、この問責決議を読み上げられていたのかなと思ったんですが、ここだけ表現を変えられました。普通は、この第三者調査委員会の報告というのは、4月30日に第三者調査委員会の弁護士さん3名が市長に、5月7日の全体協議会で議会にも出した48ページに及ぶこの報告、これが第三者調査委員会の報告というように読んでしまうと思うんですね。

それで、先ほど来、何人かの議員がお尋ねしているように、これをずっと読み返していても、このところの指摘が、いわゆるここで言うところの、示されてはいません。これは示されていないということでもよろしいですか。これが2つ目の質問です。

それから3点目、これも触れておられる議員がおりますけれども、この第三者調査委員会の報告書の6ページ、(7)留意点のウ、「本報告書は」――ちょっと割愛しますが、「特定の者に対する法的責任の追及などのために用いられないことを強く望む」と表現されています。これは報告書に弁護士の方がその願いを書いているわけですね。

これについて、今回の大塚議員に対する問責決議というのは、特定の者に対する法的責任追及と読み取るのが普通ではないかと思いますが、この点についてはどのように考えますか。

これは3点目です。何度も申し上げるように、幾つか質問がありますので、番号で御答弁をお願いしたいと思います。

それから4点目、なぜ今なのかということも何人かの議員が質疑されました。提出者の中では、もう何度もという話もされておられましたけれども、その答弁の中で、3つの調査報告を待っていたと。その3つというのは、1つは多分、監査のほうでしょうね。それから市の内部調査、それから議会が求めた第三者調査報告のことを指しているんだと思うんですが、これはさっき申し上げたように、4月30日に市長に提出されていて、5月7日には議会にも報告がありました。つまり3つの調査報告はこの時点で整っていますね。もし、6月議会でこの手続をしようと思えばできたにもかかわらずなぜこの時期なのか。ここをもうちょっと具体的に、なぜこの時期なのかを明確に御答弁ください。

それから、5点目は、今のとちょっと関連しているかと思いますが、代表者会議のことが質疑の中で出てきました。今、代表者会議では確かに議会におけるハラスメント防止に関する指針の協議を進めているところですが、先ほどどちらかの答弁がちょっと失念しましたが、提出者からは、これを事例にしなければならないというような趣旨の答弁がありました、今回のこの問責決議のことに関して。今、指針が走り出したからこそ、この行動に出たのかなというのは私個人の思いですが、この大塚議員の問題とこの指針の協議とに関連性があるのかなのか。これもはっきり御答弁ください。これが5点目です。

それから最後、6点目です。山口議員は先ほどの御答弁の中で、問責する意図はないというような趣旨をお話しされていました。でもこれは問責決議という行為を今、審議をしているわけですね。もし意図がないのであれば、議案提出者になったという、この自己矛盾をどのように御説明されるのか。以上6点について、明確に答弁漏れがないようお願いしたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇= 6番目から行きます。

問責の意図がないと私が先ほど言ったということですけど、したくて問責をしたわけではないという意味です。

それから4番目、なぜこの時期なのかというのは先ほど来、言っていると思いますが、経緯経過の中で、議会の中で、このことをきちんと話し合っていきたいということもずっと思ってきたと。でも、それがそうならないという状況の中で、この9月議会になっているということでもあります。

それから、3番目の第三者調査委員会のほうは、政治目的利用等のために用いないことを強く望むということですが、いとう市長の問責のときに提出された皆様のほうは、報告書に記載のあった政治利用をしないでほしいという趣旨は一定受け止めているが、議会が全てこれに拘束されるというわけではない。今後、働きやすい職場環境づくりや人権の尊重も必要ということから、問責決議を出さざるを得なかったということでしたので、私も出さざるを得なかったということです。

それともう一つは、第三者調査委員会のほうがそう言ったということですが、私は、第三者調査委員会の報告を受けたときに、報告をしてくださった委員の方に、このように言っております。

「私は今回議会のこの問題の取上げ方というのは、非常に問題があるというふうに感じております。今回の事実がまだ明らかになっていない段階で議会の中で事案を出してきたということであつたりとか、例えばキャッチした情報についてほかの職員にこういう事実があるということを知ってしまったとか、議員のほうのパワハラに対する認識ということも大変低いのではないかと感じております。先生はその辺のことについて何か御意見はございますでしょうか」というふうに聞いたときに、第三者調査委員会の先生は、「今回の議会の取上げ方がどうであったのかということについては、私はコメントする立場にございませんけれども、やはりハラスメントの被害者ということについては、一定、これからも配慮が必要なんだろうというふうに考えます。」と。被害者の人たちの立場にちゃんと立ちなさいと、第三者調査委員会も言っていると思います。

○議長（松木義昭君） あと、1と2と5番が残っていますが、たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=私のほうからは、補足も兼ねて御質問にお答えいたします。

1番についてですが、逆にお伺いしたいです。同意の確認ができていたかをなぜ示してはいけないのでしょうか。必要だからこちらは質問をしています。

2番について、これは趣旨説明であって、問責決議文の読み上げではありません。表現を変えたのは読みやすくするためです。しかも、ここの文章だけではありません。以上です。

4番の補足です。こちらは「なぜ今」じゃないんです。こちらは、ここまでかかるのかという捉え方をしています。「なぜ今」じゃないんです。ずっと言ってきたんです。そこの違いがあるかと思えます。

大変申し訳ないんですが、5番については質問内容をもう一度、確認したいんですが、よろしいでしょうか。質問が多岐にわたりましたので、再確認させていただきたいんですが、議長にお伺いすればよろしいですか。

○議長（松木義昭君） 5番は、代表者会議で申入書を提出されましたが、今もう指針づくりが走り出している。その指針づくりと大塚議員の問題とはつながっているんですかということです。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=先ほども申し上げましたけども、大塚議員というか、今回、議会がハラスメントを取り上げてきた中で、情報漏えいのこととか事実確認ができてないとか、そういうような問題がきちんと解決しないのに指針をつくっても意味があるのだろうかというふうに、私は思っていますということです。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=先ほどから代表者会議の話が出ておりますが、代表者会議になぜ申入書を出したかという時系列はお話したはずですが、大塚議員に話を聞こうとしても聞いてくれません。そんな中で代表者会議に申入書を出しました。その中でも取り扱わないという話が出ました。大塚議員からは質問を投げかけてはいけないと、そういうお話だったかと思えます。代表者会議で聞けないのであればということで、公開質

問状にいたしました。それで、このたび回答を頂きまして問責決議をすることになったので、代表者会議では申入書を取り下げますという話になりまして、内容に関しては相互関係はないと先ほど青山議員の質問に答えはせずですので、よろしく願いいたします。

〔「議事進行」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 田原議員。

◆18番（田原俊彦君） 1番目と2番目の答弁についてですが、1つ目は反問権を使われたと思います。私は、この「否かを示せていない。」について、なぜ示す必要があるのかとお聞きしましたが、これに対して、たかおか議員は反問権を使われたと思いますが、これには反問権を使うことはできないと考えますので、再度、なぜ示す必要があるのかについて御答弁ください。

まだあります。2つ目については答弁漏れです。これは、先ほどおっしゃるように、私も質問の中でお伝えしたように、確かに趣旨説明のときにこの決議文を丸々言う必要は、もちろんありません。言葉尻も変えておられました。

ただ、そのことじゃなくて、ここの決議文で言う、下から7行目の「第三者調査委員会の報告」というのは、先ほど御紹介したように、4月30日に市長に出したこの48ページの報告書を指すと考えるのが普通だと思います。ただ、ここの中には記載がないので、これはないということよろしいですかということ聞いています。

この2つは答弁漏れですので、お願いします。

○議長（松木義昭君） 再度答弁を求めます。

たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=反問権につきましては、最後の言葉が「か」で終わったら質問になると思いましたので、私は最後の言葉は「必要だから質問しているのです」と締めくくったんですけども、途中で、はてながあることに対しても反問権というのであれば、言い方を変えたいと思います。

逆に、同意の確認ができていないのかをなぜ示してはいけないのかと私は感じております。必要だから質問しているのです。

それで、第三者調査委員会の報告の中で、これは、私の言葉が足らなかったというならば申し訳ありません。ですが、第三者調査委員会に芦屋市ハラスメント調査委員会の書類を引き継いでいると聞いています。報告書の中にあるという理解をされていたということは分かりました。ですが、これについては、第三者調査委員会の中で報告された資料で示されているという意味で捉えていただければと思います。（資料を示す）

○議長（松木義昭君） 田原議員。

◆18番（田原俊彦君） =登壇=反問権は、最後が問いで終わるか終わらないかはあまり関係がないというか、中身の問題だと私は思っています。

1番目の問題は、見解の相違になってしまうかもしれません。これは大塚議員自身のいわゆる質問権、調査権、その範疇のところを、なぜつぶさに披露する必要があるのかと。例えば私たちここにいる議員はそれぞれ、今回の場合は職員さんからの情報だとは思いますが、一般の市民の方からいろんな相談を受ける中で、それを基に一般質問とか、あるいは委員会質問なんかで取り上げることは恐らく皆さんあると思います。

じゃあ今、こういう市民の声がある。こういうことについて取り上げることを、一々披露する、全部明らかにするということは、それこそ質問権の阻害ではないかと思っていますので、こちらについては、今のお話からす

ると全くの見解の違いということが分かりました。

それから、2番目の報告書の中の問題ですけれども、これは明らかにこの決議文の記載の誤りだと思います。これは誰が読んでもこの調査委員会の報告書、今、たかおか議員が示されたのは、公文書公開請求をされて、その中の一連の報告のリストみたいなものをお見せになっていましたけど、そこにはあるのかもしれませんが、私は知りませんけれども。

ただ、ここに書いてある文章からは、何度も取り上げているように48ページからなる、いわゆる第三者の弁護士さん3人が市に対して報告を出した、それに基づいて議会にも報告を頂いた、この報告書というふうに読むのが自然だと思います。

それをもし、たかおか議員が言うところを書いてあったということであれば、きちっとその文書名なりを明確にしなければ、先ほど申し上げましたけど、この決議文が通れば、これがもう芦屋市議会としてのメッセージになってしまいますので、これは大きな瑕疵があるということを指摘しておきたいと思います。

それから、これについてもちょっと、たかおか議員とのやり取りができてなかったなと思うんですが、5番目の今の指針づくりと問責の関連のことなんです。

申入書を出したとか、一旦取り下げたとか、その申入書の話をしているわけではありません。今、指針づくりが始まっています。協議をしています。この中で今回の9月議会に大塚議員の問責決議をあえて出すというのが、さっきどちらかの議員さんが事例にしなければならないというようなことをおっしゃったんですね。この事例にしなければならないというのは何を意味するのか、それを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（松木義昭君） お答えできますか。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=指針の事例の話ですけれども、それは私が議長のところに行きまして、この大塚議員のことできちんと話をしたいというふうな話をしたときに、指針の中でそのことはやっていく。事例の中でもそれを取り上げていくということで、だからその具体的な話合いはしないというふうに、私の問題提起していることは代表者会議でも話はしないということだったので、だから事例というのはそういう意味だと思います。

○議長（松木義昭君） たかおか議員、「第三者委員会の報告で示されている。」というのは記載の誤りじゃないかということ、それにお答えください。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=この文章ですけども、前段から読みます。「翌日の17日にも記者会見において『職員のメモ』の公開及び『元職員？への電話取材』を行ったと、第三者調査委員会の報告で示されている。」、ここで一旦、文章は区切られています。「報告書」とはなっておりません。第三者調査委員会の中で報告されているのは、これですよ。この資料に対して言っているんです、この文章は。「報告書」とは書いていません。

その次の文章、「この報告書は、」――これは第三者調査委員会の報告書です。ここは別の文章につながっております。「この報告書は、芦屋市ハラスメント事案に関する内容に限られていることから、職員が大塚議員に個別に情報を提供していたとしても、ハラスメントであるという事実確認がされていない状況下で、その内容を議員という立場にあるものが報道機関に公開するなどあってはならない。」と続いております。

○議長（松木義昭君） 田原議員。



◆18番（田原俊彦君）＝登壇＝今のたかおか議員の御答弁のことだけ、ちょっと申し上げますけれども、先ほどもちょっと申し上げたんですが、たかおか議員がおっしゃっている、その公開請求でもらっているA4のリストみたいなのがありますよね。それを指しているのであれば、それを指しているということをもう少し詳しく書かなければならないと思うんです。

それで、次のことをあえて言うてくださったから、私も助け船を頂いたような気がするんですけど、「この報告書」の「この」というのは、その前段の報告のことを指すでしょう。それで今「この報告書」というのは、48ページの報告書のことだとおっしゃっていましたよね。ということは、この第三者調査委員会の報告というのと、「書」がついているついていないということではなくて、これは基本的には、48ページの報告書の中に記載されているというふうに理解するのが普通ではないかと思えますし、もし、そうではないということであれば、こういった一つ一つの文言も、この決議文を出す以上は正確に、また誰もが理解ができるような表現にしていたく必要があると思えますが、その点いかがですか。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君）＝登壇＝今後、問責決議を出す場合は、細心の注意で文章を何度も読み返して書くようにいたしますが、私の「この」のところは、第三者調査委員会という意味でした。

そういうこともあるかと、趣旨説明があります。趣旨説明では、公文書と変えておりますし、その辺りの文章も変えております。ここで私はしっかりと趣旨説明をしたと思っておりますので、それで理解していただいたから、この問責決議の文面がおかしいと思われたのかと思っておりますので、一定、趣旨説明で理解はしていただけたものと感じております。

○議長（松木義昭君） それでは、午後3時50分まで休憩いたします。

〔午後3時35分 休憩〕

-----  
〔午後3時50分 再開〕

○議長（松木義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに御質疑ございませんか。

徳田議員。

◆16番（徳田直彦君）＝登壇＝それでは、数点にわたって質問させていただきます。

まず、質問の前に、行政の皆さんも本当に、向こうから顔を見ていたら眉間にしわを寄せて、もうかなわんという顔の方がたくさんいらっしゃるようにお見受けいたしますが、これもどうか仕事のうちと、もうしばらく御辛抱いただきますよう、よろしく願いいたします。

それとあと、私のほうからは、他の議員が質疑したこととかぶっておりますが、私としては、なかなか理解の深まるような御答弁がないと、そういうふうに思っております。自分の思いを答弁で語ることも少々は結構でございますが、どうか質疑に真正面から御答弁をしていただきますよう期待いたします。

それでは、質疑に入らせていただきます。

提出者は今回の問責決議案を提出する前に、代表者会議での申入書、その前には公開質問状。公開質問状には大塚議員は回答文を出されておりますが、これは何も回答の義務があるものではありません。法律とかそういったものに裏打ちされているものではありませんけれども、回答されております。その前には、大塚議員に対して、直接に議長を介在して質問状を出しておられます。

当初は、大塚議員の責任とかを云々するものではないと、パワハラに対する議会の指針をつくるのに際して参考にするのだというような趣旨のことを述べていたように記憶いたしております。

まず1点目、この点を確認します。多岐にわたりますからもう一回言いますね。

大塚議員の責任とかを云々するものではないと、パワハラに対する議会の指針をつくるために質問状を出したんやというようなことを山口議員はおっしゃっていたように記憶しておりますが、まずこの確認が1点目でございます。

そして次に、先ほどからのやり取りもありますが、提出者の心境の変化の原因をお尋ねしたいと思います。

申入書を出した時点と今回の時点で、私の知る限り、状況の変化は全くありませんが、何をもって、当初は大塚議員の責任じゃなしにパワハラ指針をつくるための参考だということから、今回の問責決議案、いきなり急に重くなりますね、こういったことになったのか、明確な理由を述べていただきたいと思います。

単に大塚議員の返事が御自分の思いどおりにならなかったということなのかということも含めて、お伺いします。これが2点目です。

それから、先ほどから他の議員も質問しておりますけども、代表者会議に申入れという形で、各代表者の御心労も煩わせているにもかかわらず、各代表者に対する気遣いもなく、それをいきなり切り替えて、問責決議案にするのはどうなのかということ、先ほどから他の議員が質疑していると思うんですが、これについても明確な御答弁をよろしく願います。

通常、問責決議案とか辞職勧告決議案は、当該議員が明確に、法律とか条例とか会議規則とか、はたまた社会通念上、あってはならないことを犯した場合に、その具体的事実に基づいて提出されるべきものだと思います。そうではなく、自分の心象だけで問責決議案を提出するようなことであっては、単に相手に対して攻撃を仕掛けるというような政治的利用になってしまうからであります。

提出者にお伺いしたいのですが、今回の問責決議案は、先ほどから理由が明確でないということは何人もおっしゃっておりますが、いつ、どこで、誰に対して、どのような法律とか条例とか、社会通念上、違反するようなことがあって、しかもどのような理由で問責に値するということが、具体的に記されていないと私も思います。

文章の中身を見ますと、例えば「漏洩」とか「言語道断」とかいう言葉があって、極めて断定的で勇ましい言葉でありますけれども、例えば「漏洩」という言葉を一つ取ってみても、本来漏らしてはだめなことを意図的に漏らすという意味です。この点について、どのような具体的な事実があったのか、この場でお示しいただきたいと思います。

これは私の推測でありますけれども、例えば大塚議員が文書の中でX課と言われる当該課の職員のみと、もしそういったやり取りをしていたとすれば、これはほかの課の職員に漏らしたということではないですね。全くパワハラの実態を知らない他部署の職員に漏らしたんだという証拠をお示ししていただきたく思います。

また、これも先ほどから質問で出ていますが、「言語道断」とは、何に抵触して言語道断なのでしょう。この点についてもお示しいただきたいと思います。

さらに、「大塚議員は申出書の提出事実の公表にあたり、その複数人全てに対し公表の合意が取れていたのか否かを示していない。」と、このように決議文にあります。全ての人に確認をしなければならない根拠は、法律とか条例とか、どういったものがあるのか具体的にお示しください。これも先ほどから御答弁が私には全然理解できておりません。

さらに、この問責決議案は、政治的利用ではないかと思いますが、この点はどうかお尋ねいたします。

さきの6月定例会で、伊藤舞市長に対する問責決議が議会において可決されました。両提出者はその際、反対という立場であったと思います。議員たる者、市長との関係性の濃淡にかかわらず、政策に関することは是々非々で判断すべきと私は考えます。

今回の問責決議案は、この伊藤舞市長に対する問責決議が可決されたということによる意趣返しということなのか、これについて確認したいと思います。

さらに、芦屋市行政が犯したパワハラ事件について、両提出者はどのように評価しているのかお伺いいたします。この程度のことは仕方なかったと思っているのか、それとも、あってはならないことだと考えているのか。あってはならないことと考えているならば、行政としての一連の措置は正しかったと思うのか、考えをお示しいただきたいと思います。

たればで、先ほどたかおか議員はこの件についておっしゃっていましたが、もし行政が犯したパワハラ事件の解明について、第三者委員会等の立ち上げ、その調査がなければ真相は明らかにされたでありませんでしょうか。これについてもどのようにお考えかお示してください。

第三者委員会の評価について、お伺いいたします。

〔「議事進行」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 中村議員。

◆12番（中村亮介君） 先ほど田原議員が御質問したみたいに、番号をつけて問答できるような形に議長で整理していただければと思います。

○議長（松木義昭君） いや、議長として、今、具体的に徳田議員のほうは分かりやすく一つずつ項目について述べておられますので、わざわざ番号を振る必要はないと思います。

質問を続けてください。

◆16番（徳田直彦君） さらには、このパワハラ事件で、私は大塚議員の果たした役割は非常に大きかったと考えています。1回目の質問の最後ですけれども、パワハラ事件について大塚議員の果たした功績について、提出者はどのように評価しているのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=徳田議員の質問にお答えいたします。

決して政治利用をしようと思ってこれに取り組んだのではありません。

8項目ですか、にわたって御質問くださいましたけれども、人権問題に取り組む中での意見の相違、見解の相違やなというふうに受け止めさせていただきまして、それ以上に私が何か質問に対してお答えができるようなものはございません。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=私のほうからは、代表者会議のお話が出ていたと思いますので、お答えいたします。

この申入書は、代表者会議の中で大塚議員の質問を取り扱わないと議長がおっしゃったので――これも言うのは2回目かと思うんですけれども、それでは公開質問状でやらせてもらいますと山口議員が言ったことに対し、議長がじゃあそれということで、公開質問状に至りました。それでもらいました回答について、これは問責だと思って問責になりました。

申入書に関しましては、代表者会議の前日に議長から呼び出され、この申入書を取り下げたらどうかという提案があったので、今日、問責決議の議案がありますので一旦取下げに応じたということです。このことを皆さん

にお伝えしたはずなんですけれども、再度ここで聞かれるとは思いませんでした。

あと、問責決議に関して、先ほどから二度ほど理由が分からないと、そこまで明確に書かないといけないということなんですけれども、私たちは、これまでの問責決議の資料もたくさん見ました。ここまで詳細に理由を書きなさいというようなことはありませんし、書いているものはあったのでしょうかと思っています。ですので、これまでの問責決議の文章を参考にしております。

漏えいについては、何度か答弁させていただいたとおりですので、それ以上はお答えいたしません。

これも同じ質問でした。職員の合意、確認したのかについて、逆にその回答を求めてはいけないということは、あるのでしょうか。私は田原議員の質問にも答えました。必要であるから回答を求めたわけでございます。

最後に、いとう市長の問責決議とこの件に関して、意趣返しという言葉がありました。私には何のことかさっぱり分かりません。

ということでお答えになるか分かりませんが、質問の回答といたします。

〔「議事進行」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 徳田議員。

◆16番（徳田直彦君） パワハラ事件の解決に伴う大塚議員の功績に対する評価、これだけはちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=功績につきましてもお答えしていたと思うんですけれども、「男性職員の文書」というものが第三者調査委員会に至っても明確に資料として出てきませんでした。申出書に関しましては、「男性職員の文書」とは全く別物というように調査報告書に書いております。

大塚議員の何のこともって功績とおっしゃっているか分かりませんが、逆もありまして、大塚議員が一般質問をしたからといって、調査が行われなかったということもないのではないかと思います。

○議長（松木義昭君） 徳田議員。

◆16番（徳田直彦君） =登壇=議案提出者の方に申し上げたいと思いますが、何度も同じ質問が出ているから答えたくないというのであれば、行政の皆さん、今日聞いたと思いますけれども、何度も同じ質問が出たときに、そのように御答弁できますか。できないと思いますね。だから、それはやはり議員という立場と使い分けるのは、あかんと思いますし、どんなことでも誠実に、丁寧に、真摯に取り組むべきではないかということ、まず申し上げたいと思います。

それで、例えば今後も自分の思いどおりにならないような案件があった場合、質問状とか公開質問状を出して、問責決議というふうなことは、ほかのケースでも提出者はされるのでしょうか。

また、先ほどからのほかの議員の質疑で明らかになりましたように、当初は大塚議員に対して責任を問うとかいうようなものではないということを書いておいたと思います、先ほど明確な答弁がございましたが。しかし、何度も申し上げますが、この間の状況の変化、つまり議長に入っていただいて質問状を出した後、それからこの問責決議に至る流れの中で、大塚議員の返事が仮に提出者の意向に沿わない場合でも、それは仕方のないことではないでしょうか。各個人、内心の自由があるわけですから。この点について、まずどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

この問責決議案の中身でありますけれども、前段の部分は、提出者によると疑いがあるから調査せよというも

のにすぎないと私は感じました。

およそ政策的なものならともかく、他者の、人権ある他人の名誉に関わるものであるならば、それを提起する側が――この後、委員会で調査して調べてくれとさっきおっしゃいましたね。百条委員会とか特別委員会でもいいとおっしゃいましたけども、それを提起する側が自分で調査した上で、具体的な問題を、事実を公表し、提供するのが当たり前だと思うのですが、これについてのお考えをお伺いいたします。私から言わせたら、それすらできていないと感じます。

それから、全ての人に確認すべきと提出者はおっしゃいますが、その根拠は示しておりません。山口議員も、例えば学童指導員の意見とかを議会の場で取り上げますが、全ての学童指導員の確認は取っているのでしょうか。

私は、それは取らなくてもいいと思うんですね、私はその立場は取りません。一人でもこうしてほしいという意見があって、しかもその意見に妥当性、正当性があれば取り上げたらよろしいでしょうし、多数の意見であっても妥当性がなければ取り上げる必要がない場合もありますし、それは議員さん個人の良識の中で判断し、取り上げるべきは取り上げ、取り上げるべきでないものは取り上げないというふうな考え方でありますけれども、提出者はこれについてどのようにお考えなのでしょう。

問責決議案は、過去の芦屋市議会で可決されたものを見ましても、いずれも相当な理由が具体的に示されて成立しております。先ほどたかおか議員は、そんなことはないとおっしゃっていましたが、これについては全く認識が違います。仮に御自分が具体的な事実も示されず、問責決議案を出されたら、どう思いますか。

改めてお伺いしますが、問責決議案の政治的利用は自分は嫌だけど人ならよいと考えているのか、どんな場合でも政治的な闘争、あるいは個人的な感情で使ってはならないと考えているのか、提出者の考えをお伺いいたします。

大塚議員は、初当選してからまだ2年半です。たかおか議員も一緒だと思います。山口議員はベテランです。大塚議員のこの一連の行動に、私は瑕疵はなかったと思っていますが、両提出者は違う考えのようです。仮に大きな違反行為等があればともかく、少しでも疑問があれば、その疑問を自分で解明することもなく、問題提起するだけで問責が成立すると考えているのかどうかについても、お伺いいたします。

以上、2回目の質問です。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=自分の思いどおりにならないから問責を出したらいいなんてことは思ってもおりませんし、政治利用をしてやろうなんてことも、さらさら思っておりません。

私が何を言わんとしたのかということがなかなか伝わらないのが残念ですけども、そんなつもりは全くございませんので、よろしくお願いします。

○議長（松木義昭君） 他の問いに対して、たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=答弁漏れがあるかもしれませんが、気づいた点をお伝えいたします。

これは質問に入るんでしょうか、同じ質問を何度もしているということについてなんですけれども、答えることはできるんですが、冒頭で徳田議員もおっしゃいました、皆さんお疲れですねと。御自分でおっしゃっていたので、同じ議場におりますので御配慮いただけるのかなと思ったわけでございます。

ほかのケースについては、内容が分かりませんので、起こってもいないことで考えられません。

特別委員会設置、百条委員会設置につきましては、これも伝えておりましたね。先ほど「(職員のメモ)」、ここについてはどうなのだという御質問がありましたので、私たちはそのことは問題にしておりませんというのは理解していただいていると思います。

では、ここの内容については、疑わしきは罰せずのところはどうするんですかというお話があったので、そのところは大原議員がおっしゃったみたいに、特別委員会とかそういうことをして調査する内容になってくるんですかということなので、同じような思いでおりますとお答えしました。

政治利用をしているとは思っておりません。

○議長（松木義昭君） 徳田議員。

◆16番（徳田直彦君） =登壇=あまりにも質疑と答弁がすれ違い過ぎて、ちょっと悲しくなってしまうんですが、多弁を弄せばきちんと答えていることにはならないということを私はまず申し上げます。明確に質疑に対する答弁がなければ、そんな議員では、私はこれからのいろんな委員会、本会議の会議上で、当局に対して質疑をすることもできないと思いますし、そんな議員でいてはならないと、自分自身もやはりそれは肝に銘じていきたいと思いますが、まずこのことを申し上げたいと思います。

大塚議員は、令和2年6月定例会での一般質問の際、行政サイドから質問を取り下げようというアクションがあったとおっしゃっておりました。しかし、パワハラ問題がうやむやにされるのを懸念したと伺っています。一方で、慎重に調査を行い、様々な確認を行い、しかるべき後、マスコミ対応されたようです。その結果、マスコミの報道があり、行政も動かざるを得なくなったわけであります。

先ほどたかおか議員は、それは行政内部においても、こういった大塚議員の行動がなくても、それなりにいけていたかもしれないというふうにおっしゃいましたが、果たしてそうでしょうか。監査委員の報告も、行政内部の調査委員会もおぎなりの報告で、それでやはり議会の中でもめましたが、第三者調査委員会が立ち上がって、その結果、行政の様々な問題点が明確に浮かび上がってきたわけであります。この事実を提出者はお忘れでしょうか。

この経緯を見ても、大塚議員のこのパワハラ問題における端緒を開いたという功はありこそすれ、そのことに問責という罪をかぶせようとするのは、私は甚だ遺憾だと感じています。もっと強く言うならば、先ほども申しましたが、本年6月定例会における伊藤舞市長に対する問責決議の別な形での意趣返しと見ることもできると思います。

改めて伺いたしますが、問責決議の中に、記者会見のくだんがありますが、ここは大塚議員が議会外で行ったものであります。いわば会議規則とか委員会条例が適用される本会議とか委員会とかと違って、議会外での議員個人の活動であります。つまり大塚議員個人の責任において行っているものであります。

もちろんその場で倫理的にはいけないことを行ったとか、社会通念に照らしてどうなんだろうということが行われ、その事実が明白に示されているのならともかく、この引用しているデータから、自分勝手な推測でいけないことがあったと記しているのにすぎないのではないですか、再度伺いたします。

いつ、どこで、誰に対して大塚議員が何を行い、その中で何が問題なのか明白にお示してください。これが先ほどから何度聞いても分からないのです。

議会の中で取り上げられなかったからというふうなことを山口議員も何度もおっしゃっておりますが、議会で山口議員の思いを共有するためには、他の議員を、つまり今回大塚議員をこのような、いけにえのようにする取り上げ方でも構わないと提出者は考えているのか、伺いたします。

また、今まで提出者が引用されているもので、もし事実誤認のものがあるならば、それは大塚議員に対する重大な人権侵害です。その責任を取れるのでしょうか。この点についての御覚悟をお伺いたします。思い違いでは済まないことです。自分がそう思ったからそうなんだでは済まないことです。いかがでしょうか。

最後に、議員の質問権、調査権に対する提出者の御認識と、今回のこのような問責決議案は議員の質問権、調査権について侵害している可能性がないという理由をお示してください。

また、侵害ではないというのであれば、今後、ほかの議員から提出者が調査の過程を示すように求められた場

合、自らも当然そのようにしていくのでしょうか、お考えをお示してください。

また、本来あってはならないことですが、推測に基づく問責決議案を、もし御自分に出されても構わないと考えているのかどうか、お示してください。

そして、良識の府であるべき議会が、そのような場に終始しても構わないと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（松木義昭君） 山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=パワハラの問題、人権の問題ですから、やっぱり被害者というか、その受けた人たちにしっかりと寄り添ってやっていきたいという思いです。それがうまく伝わればいいんですけど、なかなかうまく伝わらへんなと思いますけれども、そういう思いでこの問責も取り組みました。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=私としては、明確にずっと答えておりますが伝わっていないと理解しています。

大塚議員の功績につきまして、先ほどから功績というお話が出ておりますが、徳田議員の見解と私の見解の違いであると理解しております。功績があるから個人情報も漏えいしてもよい、規定を破ってもよいということはどこにも書いておりません。

大塚議員の責任とおっしゃいました。それと、責任をどう感じているのかとおっしゃいました。これは比較対象が大塚議員の責任と被害者の人権に関わっている問題であると感じております。

いとう市長の問責決議と今回の問責決議の関連性を問われる質問をされておりますが、関連性は感じておりません。パワハラ認定があった後、いとう市長の問責決議がありましたが、山口議員がずっと言っているように、令和2年6月12日の大塚議員の一般質問の後、議事進行をなされ、そこで問われたことをずっと大塚議員に質問していただけた話です。それで今回、公開質問状を出しました。回答がすぐわないものでした。ですので問責決議を出したという流れです。

○議長（松木義昭君） ほかに御質疑ございますか。

福井（利）議員。

◆2番（福井利道君） =登壇=いろいろ質問しますと回答も複数にわたりますし、返ってこないこともあるというのはわかりますので、1点だけお聞かせ願いたいと思います。

問責決議のつくり方といいますか、形としては、本来こうあるべきで、こう取り組んできましたよ。それで、真ん中にこういう事実があって、こういうことを認められましたよということを入れて、最後に、その内容について提出者が、私はこう思うから、これではいかん、猛省してくれというふうなつくり方をされています。この間も私が知っている限りではそうですし、今回のこの議案についても、そのような内容であると見て取れます。

この議案に限らず、中身が本当のことであるのかどうか疑念があったり、今後、調査すれば分かるべき内容であったり、ましてやそれは聞くべきではない議員の質問の権利を侵すものであったりする場合について、提出者のお二人は、そういったものが入った問責決議案でいいのか悪いのか、それだけお聞かせください。

○議長（松木義昭君） お答え願います。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=つくり方ということでいえば不備はあるのかもしれませんが、そういうことというよりは、要するにこの決議で何を言いたかったのかということがお伝えできたらなと思って、今日ずっとやってきましたけども、なかなかそういうようにはならへんのやなと思っております。

○議長（松木義昭君） たかおか議員、何か答弁はありますか。  
福井（利）議員。

◆2番（福井利道君） =登壇=お二人にお聞きしたつもりでありました。これまで提出者に対して、議員として3名の方、2名の方、どうお思いですかという御質問があった場合、そういうように答えてきたつもりであります。

山口議員については先ほどおっしゃられたように非常に残念である、伝わらなかったと。気持ちのことは別としまして、事実関係を明らかにしたりする場ではありません。議員として闘わすべきものは考え、思いであって、基づく事実に関しては明らかであって、誰もが、そうだよねと思うような内容でなければなりません。

この点について、提出者のたかおか議員のほうから御答弁がないということは非常に残念に思います。  
これは質疑ではありません。以上です。

○議長（松木義昭君） ほかに御質疑ございませんか。  
たかおか議員、答弁ですか。答弁は要らないということですので、そのようにさせていただきます。  
ほかに御質疑ございますか。  
中村議員。

◆12番（中村亮介君） =登壇=質問させていただきます。

壇上から1質目なんですけど、今般のパワーハラスメント案件について、議案提出者は公文書公開請求をされていますけれども、その請求した書類の内容を再度教えていただいて、その上で、第三者調査委員会設置までの経緯しか説明資料として添付されていないんですけど、ほかの公文書はどこに行ったんですか。なぜ添付してないのか教えてください。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=公文書公開請求についてお話が出ていますので、公文書公開請求を申し込む際に、私がどんな文言を書いていたかからお伝えさせていただきます。第三者調査委員会の報告資料一式を下さいと書いております。

先ほどから第三者調査委員会の報告なのか、報告書なのかというお話がありました。第三者調査委員会の報告資料一式の中で頂いたのは、この調査報告書と、こちらの一覧で示されているものです。（資料を示す）中には先ほどの大塚議員が記者会見をしたという第三者調査委員会設置までの経緯、中には式次第とこちらの補足資料がありました。

この2つを合わせて第三者調査委員会の報告と私は受け止めております。なぜなら、公文書公開請求に、そのように一式を下さいと書いているからです。

問責決議の文書に、「この報告書」と書いている分は、こちらの調査報告書の内容でありまして、第三者調査委員の報告ということに関しましては、この資料一式が含まれておりまして、その中にこの大塚議員の記者会見を行ったという第三者調査委員会の設置までの経緯という資料が入ってございました。



なぜこの資料だけを添付したのか、それにつきましては、問責決議文の中に、この「職員のメモを公開」「元職員？への電話取材」、この文言が入っておりますので、この資料をつけたというわけです。

○議長（松木義昭君） 中村議員。

◆12番（中村亮介君） =登壇=御答弁ありがとうございます。

要は、決議文の中に文言があるから、それに関連した資料しか添付できないという理解でいいですか。

質問なんですけど、問責決議文の4段落目の後半に、「人の命にもかかわる人権問題を他の職員に漏洩しただけでなく、公の場で披露するなど言語道断であり議員としての倫理観に欠けている。」と。先ほどから皆さん、「言語道断」の文言の意味を問題になさっていますが、これは何をもちいて言語道断と言っているのか、もうちょっとその内容を、できればかみ砕いて説明していただければと思うんですけども、お願いいたします。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=今回、私と山口議員が一番問題にしているのは、令和2年6月定例会（第4回）6月16日の大塚議員の一般質問での発言からです。この中で大塚議員はこのように言っています。「依頼書が手渡されたかどうか、事実かどうか確認するため、（中略）情報公開制度を用いて」――これは公文書公開請求のことで、「開示を求めました。」、この回答は存否応答拒否という極めてまれな結果でした。この段階では申出書は公文書と認められておりませんでした。であるにもかかわらず、大塚議員はこうもおっしゃっています。「具体的にパワハラの有無を判断するための苦情処理委員会の設置、（中略）求めているものです。」。実際、申出書には苦情処理委員会の設置を求めている文言など一言も書いておりません。

それに、この申出書はたった6行の文字です。この中に詳しいパワハラの内容の情報も入っておりません。しかし大塚議員は、ことごとく一つ一つ、「一体これはどうなんですか」「それは事実でしょうか」「確認していきたいと思います。」、このように詳しい情報をあたかも知っているかのような発言を何度もされております。

そして、「実は先ほど申し上げましたこの依頼書は」――申出書のことで、「去年の8月に出されている。そして、その半年前の去年2月、総務部長がこの該当する依頼書を出したセクションの課員とヒアリングをしていますね、1時間程度。」、このことも話をしている。これこそが漏らしているということではないのでしょうか。

公文書公開請求の資料ではありません。申出書はこの段階では認められなかったものなんです。その内容について、なぜ大塚議員はこのときに話をしているのでしょうか。

さらに、どうしても今日の問責決議案が長引くようであれば――山口議員と私は質疑に応答してまいりましたが、こんなにも長引くと思っておりました。職員の方は、山口議員が会われた被害者の方は、どうしてもこの言葉を出してくださいと、ここまで言ってくださいました。この言葉まで言わせるのかと私は思います……。繰り返しになります。山口議員は直接会われて話を聞かれています。議会で取り上げるのに複数人全てに対して公表の合意が取れていなければいけないと考えている、これは私たちの考えです。そして、職員の方はこう言ってくださいました。プライバシーに関することなので具体的には言えませんが、大塚議員に今まで申出書のことについて話を聞かれたことはないです。自分たちの思いと違うところで議会で取り上げられ、大変つらい思いを今もなお、していると。お話を伺ってそう感じました。

代表で山口議員が話を聞いてくれましたが、その報告を受けた私もつらい思いを感じました。私どもが申出書のことを公開することは、当然、了解をしてくださっています。このように今日の質疑を聞いても分かると思います。こんなにも議員の方は反対してたくさん意見を、批判をされました。もしかしたら、今度はこれに協力してくれた職員の方に被害が及ぶのではないかと。そのことも考えました。例えば議員の方が直接、話を聞くこともあるかもしれない。そうなったらどうしよう、そこまで考えました。ですが、このことを伝えてくれと職員の方

は、それでも私たちが申出書のことを公開することを了解しているので、この話もしてくださいと言っていました。

以上です。

○議長（松木義昭君） 中村議員。

◆12番（中村亮介君） =登壇=ありがとうございます。

1年4か月にわたって、皆さんと様々な議論を交わしてきましたけれども、この場で大塚議員の一連の言動について、いろいろ議論してきましたけれども、それぞれ様々な意見がありまして、そこで、最後にもう一度確認させてもらいたいんですけど、第三者調査委員会については、当該パワーハラスメント案件に少しでも関与している大塚議員を含め、ほかの議員はおられないと思いますけれども、議員は対象になっていないと言っていたという発言がありましたけれども、対象外となっているなら、やっぱり今日だって、何ていうかな、二転三転して、何かぼやっとして終わってしまったらいけない案件なので、一連の言動をしっかりと調査しないといけないと思うんです。

例えば第三者調査委員会が、パワーハラスメント案件に関連してきた議員も対象に調査していたら、別に再調査は必要はないと思うんですけど、これが対象外となれば、何らかの手だてをして、こういった言った言わないの水かけ論じゃなくて、しっかりと市民に対してその疑念を晴らしていかないといけないと思うんですけど、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） =登壇=今回の問責決議の質疑の中で出てきた疑惑につきましては、この問責決議では取り上げておりません。その内容につきましては、今後、調査して明らかになるかどうかは、その後の議員の皆様の御判断になるかと考えております。

○議長（松木義昭君） ほかに御質疑ございませんか。

川島議員。

◆19番（川島あゆみ君） すみません。休憩の動議をお願いしたいです。

○議長（松木義昭君） 今、休憩動議が提出されましたが、まず、その動議の成立について確認をいたします。賛成の方、おられますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（松木義昭君） 所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

本動議のとおり決することに賛成の方、起立願います。

〔「休憩でしょう」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） いや、動議ということですので、今お諮りしたんです。

ほかに御質疑がなかったら私としては、休憩に入りたいと思っておりましたけれども、それでよろしいですか。

それでは、ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

午後5時15分まで休憩いたします。

〔午後4時44分 休憩〕

-----  
〔午後6時31分 再開〕

○議長（松木義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の方には、大変お待たせいたしました。

先ほど休憩中に、事件訂正請求書が提出されました。議案提出者である山口・たかおか両議員から、議員提出議案第25号について、訂正をしたい旨の請求がありました。

提出者の趣旨説明を求めます。

山口議員。

◆3番（山口みさえ君） =登壇=皆様、大変お待たせして申し訳ございませんでした。

事件訂正請求をさせていただきました。先ほど御指摘がございましたところの議案に添付の説明資料が、公文書公開請求で取得したものであることを明確にするために、決議文中、「第三者調査委員会の報告」を「公文書公開請求で取得した第三者調査委員会の関連資料」に、「この報告書」を「この資料」に改めさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松木義昭君） 提案趣旨の説明は終わりました。

本案は、先ほどの議会運営委員会の協議に基づき、直ちに採決を行います。

それでは、採決いたします。

議員提出議案第25号、大塚のぶお議員に対する問責決議について、お手元にお配りいたしました事件訂正請求書のとおり訂正することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松木義昭君） 起立少数であります。

よって、議員提出議案第25号の訂正は承認しないものと決しました。

この際、お諮りいたします。

本案は、議会運営委員会の協議に基づき、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

では、討論はございませんか。

徳田議員。

◆16番（徳田直彦君） =登壇=それでは、公明党を代表いたしまして、反対の討論を行います。

簡潔に申し上げます。

質疑の中で、様々な点については指摘してきたとおりでございますが、まず1点目に、今回のこの決議案は、問責に値する事実を具体的に示していない決議であるということをお願いしたいと思います。

2点目に、ということは、合理的な理由がないということであり、それは感情的なものにすぎないという判断をせざるを得ません。

3点目に、それは議案提出者の見識が問われるということでございます。

4点目に、議員の保有する調査権、質問権についてのリスペクトもなければ他者に対する敬意もない、そのような決議案だと感じました。

5点目に、このようなことが常にまかり通るのであれば、この芦屋市議会はますます混迷・混乱の度を深めていくと思います。

6点目に、質疑の中でたかおか議員は、回答がないから問責決議を出した。このように述べました。これはとんでもない発言だと思います。公開質問状に対して大塚議員は回答文を出しています。自分の意に添わないものは問答無用で問責決議にかけるといようなものであり、このようなことこそ言語道断であると私は言いたいです。

7点目に、山口議員は質疑の中で、不備があるかもしれないと、このように述べましたが、どこにどのような不備があるとは言及していませんでした。このようないいかげんな準備で、議員の名誉に関わる決議が出されてよいわけがないと私は思います。

8点目に、先ほど修正が出されましたが、この先ほどの訂正箇所については、我が会派の田原議員をはじめ多くの議員が指摘いたしました。その際の提出者の答弁は、国語力がどうかとか、「この」はこれにかかるとか、およそ理解しにくい不明確な答弁しか繰り返さず、質問の意図も理解できていないような答弁に終始していました。

そして、その際の答弁には、さきの訂正に結びつくような発言は一切なかったのであります。にもかかわらず、あのような形で出してくるということは、まさに御都合主義としか言いようがございません。

最後に申し上げますが、「調査なくして発言なし」という言葉がございます。我々議員は、この言葉を肝に銘じて行動していくべきではないでしょうか。

以上で、今問責決議に対する反対の討論といたします。

○議長（松木義昭君） ほかに討論はございませんか。

中村議員。

◆12番（中村亮介君） =登壇=会派、あしやしみんのこえ、中村亮介です。

会派を代表して、大塚のぶお議員に対する問責決議に賛成の立場から討論を行います。

ハラスメント問題は、ハラスメント被害に遭われた方を救済し、被害に遭われた方がどのようなことを望まれているのかを理解し、被害者の立場に寄り添うこと。また、ハラスメントの再発を防止し、万が一、ハラスメントの当事者になってしまった場合に、相談しやすい体制を整えることなど、職員にとって働きやすい環境づくりを行うことが大切であり、決して被害に遭われた方を置き去りにしてはいけなないと考えております。

昨年6月から、市職員によるパワーハラスメント事案については、監査委員による内部監査に基づく監査結果報告に対する質疑、市のハラスメント調査委員会から提出されたハラスメント調査結果報告に対する質疑、芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会の設置、並びに調査結果報告に対する質疑など今日まで、およそ1年4か月もの長い期間をかけて多くの方を巻き込みながら、議論・検証されてきました。

大塚のぶお議員に対しては、被害に遭われた方もいらっしゃる中で、個別的な個人情報の取扱いについて細心の注意を要するパワーハラスメント事案であるにもかかわらず、今回このように取り上げられたこと自体が、個人の人権に対する配慮が欠如しており、また、報道関係者に対しても、情報提供に当たって一部混乱を招いてしまったのではないのでしょうか。

反省していただき、芦屋市議会基本条例第7条にも規定されているとおり、議員として高い倫理的義務が課されていることを、いま一度、深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行していただくことを望みます。

今回、問責決議を議会として諮ることになりましたけれども、問責決議文にも記載があるような大塚のぶお議員の個人情報への取扱いに関する一連の言動に対しては、このように公の場に出た以上は、市民から議会に対する不信感を持たれないようにするためにも、しっかり検証し、二度と同じようなことが起きないように対処していくことを求め、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松木義昭君） ほかに討論はございませんか。

寺前議員。

◆8番（寺前尊文君） =登壇= それでは、大塚のぶお議員に対する問責決議に対して、反対の立場から討論をいたします。

ハラスメント事案は、非常にセンシティブな内容であり、私がこの問題を知り得た立場なら本会議では取り扱いません。まずは関連する部署と連携して、具体的な事態の進展を求めます。どの自治体もそうですが、人事に関わる事案は市長の専権事項であるからです。その上で、一向に進展がないならば、別の形で善処を求めることになろうかと思えます。

そういう意味では、大塚議員が昨年6月の一般質問で取り上げたことは、当時の中島議長が議事整理をされたように、デリカシーを欠いていたのではないかと思います。

一方で、それを契機に当該事案への調査が大きく進展し、行政対応に前進があったことは、応分の評価に値するものであることを認識しています。

問責決議提出の背景には、山口議員が議会のハラスメント指針の策定に当たり、議員の調査の在り方について整理すべき案件があるとの強い思いから、大塚議員との対話を求めながら応じてもらえなかったことなどの積み重ねがあることは承知しております。ただ、問題視される事案があってから1年以上がたち、ここに来て問責決議に突然進展したことに、唐突な印象は否めません。

ここ10年において、議員への問責を課した例は、記憶を遡るだけで3件ありました。1つは、議員が庁内におけるあっせん行為をしたというもので、当事者が弁明の上、謝罪をされました。次に、議員のブログで他の議員を冒瀆する内容の動画をシェアしたもの。政党活動ではない政治活動ポスターの掲示依頼を大量に発送して掲示したことについて、回答を求めたものの説明を拒まれた例の3件です。

そのいずれもが議会内の代表者会議で事実関係を調査する手続を取る、もしくは当該事象があって速やかに措置を対応しています。

今回の問責決議案は、先例のように議会内で聞き取りという手続を経ず提出されたことや、当該事案が1年以上経過してから俎上に上げていることなど、単に大塚議員の言動を問題視する以上の感情論もうかがえます。

よって、事実関係に不透明な要素を残したまま問責決議を採ることに賛成をいたしかねますので、本案に反対をいたします。

最後に提案があります。一連のハラスメント事案を引き合いに、本会議のような表舞台で取り扱うのは、もうやめにしましょう。本日もそうですが、直接関係のない管理職員の時間を拘束してしまっています。そして何より、これ以上引きずることは、直接的な当事者だった職員の心の傷を深めることにもなります。

私は、第三者調査委員会の調査報告を受けた後の再発防止に向けた行政の取組を見守りたいと思っています。

○議長（松木義昭君） ほかに討論はございませんか。

大原議員。

◆10番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会を代表し、議員提出議案第25号、大塚のぶお議員に対する問責決議について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の問責決議案に賛成する理由は、本件が個人情報の取扱いに関する内容だったからです。

組織、個人にかかわらず機微な個人情報を得ることができる者が個人情報を漏えいさせた場合、それが過失によるものだったとしても社会的信用を失うなど、極めて大きな制裁を受ける問題です。

議員は職務上、極めて機微な個人情報、いわゆるセンシティブ情報に触れる機会も少なくありません。市民からそうした内容について相談を受けることもあります。ただ、そうした相談は我々議員が高い倫理観を持ち、社会的信用がある立場であるからこそ成り立っています。

地方公務員のうち一般職については、地方公務員法にて守秘義務が課せられています。本市職員についても同様で、仮に職務上、知り得た個人情報を漏えいさせた場合、芦屋市職員の懲戒処分等の指針についてによると、免職または停職という重い懲戒処分の対象となります。

特別職たる議員は、地方公務員法の適用を受けないため、一般職と同様の厳罰を科せられるということはありませんが、一般職と同様に機微な個人情報を取得する機会がある立場です。一般職と同様に個人情報については慎重に取り扱う必要があることは言うまでもありません。

ただ、議会の中で人に対して何らかのペナルティを課す際には、疑わしきは罰せずの原則が適用されるべきであろうと考えています。なので議案提出者が憶測だけで問題提起をしていたのであれば、当議案には反対の立場を取っています。

今回の質疑のやり取りでは、全ての疑義が解決したわけではありませんが、質疑の中で分かり得る事実について確認をいたしました。議会としての調査をもって得た事実ではないため、直ちに全てを事実であると認定することはできないものの、議案提出者が議員としての責任をもって本会議で発言した内容については重く受け止めています。少なくとも決議文で示唆されている部分については、一定の裏取りがされているものだろうと受け止めております。

今回の問責決議で疑義として上げられている件は、個人情報の取扱いとして不適当な扱いを故意に行ったのではないかというものです。こうした行為は市民の信用を著しく毀損する行為であり、議員に求められている高い倫理観からは逸脱しているものです。

それほど大きな問題であるがゆえに、仮に議案提出議員からの指摘が全くの虚偽であるならば、極めて深刻な名誉毀損にも当たります。こうして公で取り上げられている時点で大きな痛手を負うものです。指摘されている内容が事実無根であるならば、信用を失わないためにも事実無根である旨をしっかりと弁明してしかるべきだと思います。

議案提出に至った経緯については、質疑の中で明らかになりました。本件は、もともと非公開で行われていたやり取りでしたが、疑義を向けられていた議員からの積極的な回答が得られなかったということで公にやり取りする事態に発展しています。

公でのやり取りに発展するまでに積極的な御回答がなかったという態度は、議案提出議員からの指摘が事実無根で荒唐無稽な指摘ではなく、当たらずも遠からずという指摘なのではないかと市民から疑いの目が向けられるおそれもあります。

質疑の中では、大塚議員の功績云々というやり取りがありました。確かにそれはあるかもしれませんが、ただ、ブレイクスルーのためならば何をやってもいいというのは違うと思います。大塚議員の行為が何に違反をするのか、法制上の明確なルールはないかもしれませんが、ですが個人情報に抵触するおそれがあると議長に発言を止められた後、それに関する内容を記者会見で発表することは、課題解決のアプローチとしてあるべき姿ではないと思います。こうしたモラルの部分こそが倫理という極めて抽象的な内容に含まれていると考えます。

こうしたことを踏まえると、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例や、議会基本条例で定められている目指すべき姿からはかけ離れていると指摘せざるを得ず、その部分について反省を求めている決議案には、一

定の妥当性が認められると考えます。よって、決議案には賛成をするものです。

繰り返しにもなりますが、質疑の中で明らかになったように、本件全ての疑義が晴れたわけではありません。個人のプライバシー権にも関わる案件でもあります。

また、議員は職務上、市民の機微な個人情報に触れる機会も少なくありません。個人情報の不当な取扱いが行われた可能性について疑義が残っている状況は、芦屋市議会としての信用を毀損してしまいかねない大きな問題であると認識しています。

議案の賛否がどのような結果になったとしても、それで終わりという問題ではありません。疑義を疑義のままに終えることなく、芦屋市議会の責任を持って事実の調査に当たる必要がある。また、その結果を市民に公開し、芦屋市議会として個人情報の取扱いを徹底することで、市民からの信用回復に努める必要があるということを党派として議会に対し強く要望し、賛成の討論といたします。

○議長（松木義昭君） ほかに討論はございませんか。

福井（利）議員。

◆2番（福井利道君） =登壇=自由民主党芦屋市議会議員団としまして、議員提出議案第25号、大塚のぶお議員に対する問責決議に反対の立場で討論いたします。

まず、問責決議案を出すに当たり、質問の中でも申し上げましたが、事実部分についての確信というものが持てる、その内容について、問責であるかどうかの判断をするというのが、議員としての責務であろうと思います。

提案いただいた事実と思われる断定されたいろんな内容について、我々が理解し、質疑の中で得られた感想、思いは数々の項目がございますが、一部については憶測であり、一部についてはこれから明らかにしていくべきであるという発言がありました。

この問責決議全てに正当性と妥当性がなければ、この決議文の最後に締めくくられている「大塚のぶお議員に対し、議員としての責務を認識し、議員としての高い倫理観を求めるとともに、猛省すべきことを勧告する。」とは言えないと思っております。

一部のところで、本会議場でのやり取りでありましたり公文書公開によって得られた内容を御披露されました。その内容についても調べていない。そして、何より記者会見の内容を知らない、分からないまま、そこまで断定して大塚議員の責任が問えるものでありましょか。

ましてや第三者委員会の資料につきましては、令和3年5月7日の全体協議会で報告を受けました。その中では、(5)調査の視点等の③に、「本件事案に関与した特定の者の責任を迫及することは目的とはせず、今後、芦屋市において同種事案が発生しないよう、ハラスメント事案の再発防止に向けた取組みを推進するために、芦屋市において活用度の高い提言を行うこと」と。そういうことが、この全体協議会で聞きました第三者調査委員会の報告の趣旨でございます。

ただ、これを受けてではございませんが、市長に対する問責決議をした事実もでございます。これについては、これまでの議会の経緯と、その後、市長が自ら発せられた、これで責任が終わったわけではないという発言を受けて出したものであります。

その調査委員会の報告書中には留意点として、「調査には限界があり」、「本報告書が特定の者に対する法的責任迫及、人事上の不利益的取扱い、政治目的利用等のために用いられないことを強く望む」という文章もございました。

この第三者調査委員会の資料そのものをもって、大塚議員に対する問責を執行したということに関しては、芦屋市議会として、今後、大きな反省点としなければならないと思います。

法的な考え方については、先ほどもありましたが「疑わしきは罰せず」、刑事裁判において事実の存否が明確にならないとき、被告人にとって有利に扱わなければならないとする表現、つまりことわざのような言葉があり

ます。疑いだけで市民の財産、自由、生命を奪うことがあってはならないとの考え方であり、市民の権利、人間の尊厳を守る歴史的な経験から得た教訓でもあります。

では、以下はどうでしょうか。疑わしきは罰せず、これについては、この問責決議を受けるに当たり、大塚議員はこの内容を認めたわけでもなく、ましてや、免責特権のない地方議会において、冒頭の弁明の中で、私自身は、個人情報に配慮した質疑でありましたり行動をしてきたというふうにおっしゃられたと認識しています。この内容も提案者の意見と大塚議員の意見が明らかに食い違っている点であります。明らかにするところと明らかにしないところを切り分けながらも、明らかにできていない部分があるのであれば、本問責決議については妥当性を著しく欠くものと思っております。

大塚議員が記者会見をしたから問責決議しよう。大塚議員が誰にかは分からないけれども、情報漏えいしたんだから問責決議しよう。大塚議員が一般質問で言った内容についても、申出をした職員全員が了解したのかどうか分からないままだけれど質問したから問責しよう。冗談じゃない。問責決議はそんなものではありません。誰しも分かった事実について責任を問い、この後、こういうことのないように議会全体で取り組んでいこうというものであります。その問責決議について真の理解をした上で、我々自民党は反対します。

良識の府である芦屋市議会の皆様の賢明な判断を伺いたいと思います。ぜひ賛否の際にお聞かせいただければと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（松木義昭君） ほかに討論はございませんか。

青山議員。

◆15番（青山暁君） =登壇=会派、BEASHIYAを代表して、反対の立場で討論いたします。

昨年発覚した芦屋市にとって未曾有の大問題であるハラスメント事案。隠蔽と思わざるを得ない閉塞された市幹部の体質、気づいていなかったと責任をすり替え、終わらせたことにする市長・副市長。そもそもこれを気づき取れないレベルであるなら、市のトップとしてふさわしいのかと問責決議がなされたところです。

一方で、これを機に、これからの芦屋市役所が生まれ変わっていくために、職員の皆様は頑張っておられることと思います。若手や心ある職員を中心に、新たな息吹が起こっている、そんなさなかだと感じております。

いずれにせよ、これらの発覚のきっかけとなったのが当該議員の一般質問であり、これが否定されるのであれば、議員の持つ質問権、調査権の侵害であり、今後どうなっていくのかと憂うところです。

だからといって我々市議会は、ただこのままでよいと考えているわけではありません。これら市の対応などを反面教師と捉え、よりよき議会とするため、現在、芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針を策定中です。

議員は、職員と上下関係ではないものの、その関係性を勘違いしないようにしなければなりません。また、議員間同士も厳密な上下関係とは違う存在であり、多様な人間が集まる集団である限り、何よりも人として立派であらなければなりません。そして、時代に即し、ハラスメント防止に努めなければなりません。ですから、もちろん私自身も含め全ての議員が皆で襟を正し、我が身を律せねばなりません。

そんなさなかにこの議案が上程されました。昨年的一般質問直後に出たのならともかく、1年以上たった今、なぜこのタイミングで出てくるのでしょうか。さきに言った、現在策定中のハラスメント等防止に関する指針を、よりよき内容にして完成させる、その過程の段階でなぜ出てくるのか、全く理解ができません。そうなってくると、個人を陥れたいのか、出すだけのパフォーマンスと考えざるを得ないと、とても残念に思います。

長時間、質疑をしたその終結後に大事な一文を修正してくるようなお粗末な文書、先ほど来の質疑によって、ほかにも不備があることを自ら認めたこと、また、資料の内容も本人未確認のものであり、全てがあまりに不的確で未確定、理不尽な決議内容であることが分かった以上、このような形で問責決議が出てくること自体に、議会のレベルとして猛省する必要があるのではないのでしょうか。



自分の意に添わないこと、その水かけ論になっているような芦屋市議会の現状を恥じねばなりません。議員・議会の質を上げ、レベルの高い議会の機能が、権能が行われるよう議会改革を進めなければならないと自戒し、この決議に反対といたします。

○議長（松木義昭君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声おこる〕

○議長（松木義昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第25号、大塚のぶお議員に対する問責決議について、本案は、原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松木義昭君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

〔大塚のぶお議員 入場〕